第3期中期目標期間

業務実績等報告書

独立行政法人 航空大学校

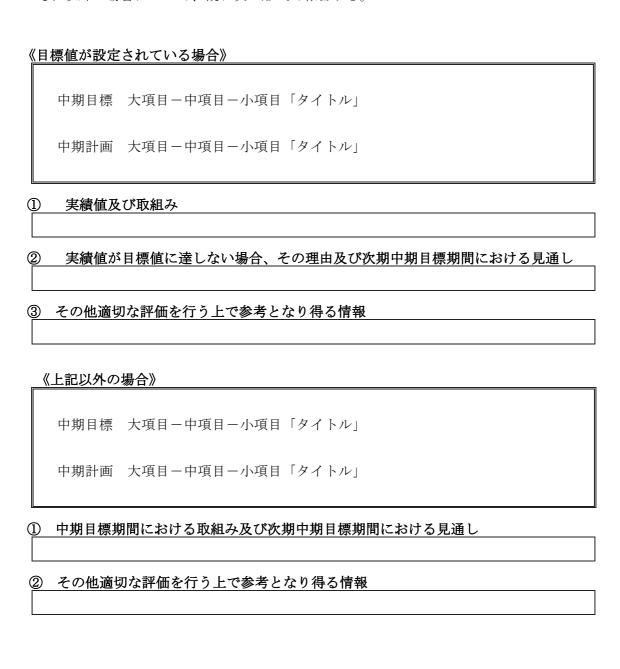
目 次

I	中期目標の期間における業務の実績
	1. 中期目標の期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	3. 業務運営の効率化に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
	4. 財務内容の改善に関する事項 27
	5. その他業務運営に関する重要事項 34
Π	当該実績について自ら評価を行った結果

I 中期目標の期間における業務の実績

はじめに

中期目標期間における項目の目標が具体的な数値(目標値)により設定されている場合と それ以外の場合について、概ね次の形式で報告する。



1. 中期目標の期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(中期目標)

- 3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- (1) 教育の質の向上

大学校が航空輸送における基幹的要員となる操縦士を継続的に養成することが、我 が国における安定的な航空輸送の確保に資することに鑑み、以下の施策を実施するこ とにより教育の質の向上を図ること。

① エアラインパイロットに要求される知識、技能等を適確に把握するとともに、教育内容及び教育体制等を充実すること。また、操縦士養成における教育技法等の向上及び標準化を図ること。

(中期計画)

- 2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するため とるべき措置
- (1)教育の質の向上
 - ① 航空会社と積極的に意見交換等を行い、エアラインパイロットに求められる知識・技能等を把握する。また、エアラインパイロット経験者を招聘し、教育内容及び教育体制等の充実を図る。教育従事者に対して定期的に教育技法等の向上のための研修を実施するとともに、操縦教官については技能審査を毎年1回実施する

① 中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

以下を実施し、教育の質の向上を図った。

- イ エアラインパイロットに求められる知識・技能等を把握するため、航空大学校運営協力 会議等を通じて各航空会社と定期的に意見交換等を行った。また、国土交通省にて開催さ れた乗員政策等検討合同小委員会、航空機操縦士養成連絡協議会及び同協議会 WG にて操 縦士の技量向上等について検討を行った。
- ロ 今中期期間においては、エアラインパイロット経験者を毎年採用するとともに、平成2 6年度からは全日本空輸株式会社より現役の機長を教官として招聘した。
- ハ 各種の研修、講習会、セミナー等に参加し、内部への水平展開を実施した。
- ニ 操縦教官に対し、年1回の定期技能審査及び緊急操作技量確認を実施した。

(中期目標)

- 3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- (1)教育の質の向上
 - ② 操縦技量の一層の底上げを図るため、操縦演習における追加教育制度の更なる充実を図ること。

(中期計画)

- 2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するため とるべき措置
- (1) 教育の質の向上
 - ② 追加教育の効果的かつ効率的な実施方法等について、引き続き検証を行い、教育に反映する。

① 中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

平成23年度からの新追加教育時間制度を本格的に実施することにより、技能不十分による退学者数について引き続き少人数を維持するとともに、効率的な運用を行うことで追加教育時間数を減少させている。引き続き、追加教育の検証を行っていく。

(中期目標)

- 3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- (1)教育の質の向上
 - ③ 操縦士養成に係る教育技法及び評価法に関する調査・研究、国内の諸施設の実態調査並びに国際基準の調査・研究等を実施し、その成果を教育・訓練に反映させること。

(中期計画)

- 2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するためとるべき措置
- (1) 教育の質の向上
 - ③ 以下の調査・研究を実施し、その成果を教育・訓練に反映させることにより、質の向上及び効率化等を図る。
 - イ 航空機の運航に関する基礎的研究
 - ロ 座学及びフライト課程における標準的な教育内容・手法及びその評価法に関す る調査・研究
 - ハ 新しい形態による乗員養成に関する調査・研究
 - ニ 安全管理システム (SMS) を活用したヒューマンファクター問題への対応を

① 中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

教育の質の向上及び効率化等を図るため、以下の調査・研究を計画的に実施し、その成果を教育・訓練等に反映させた。

- イ 小型航空機を中心とした航空機運航に関する基礎的研究や操縦士養成初期教育に ついての研究を進め、研究報告を行った。また、研究報告の内容を仙台課程の訓練 実施要領に反映した。
 - ・小型機における非精密進入方式でのCONTINUOS DESCENTFINALAPPROACHの導入について 他
- ロ 飛行訓練装置を活用した新シラバスの効果を検証した結果、技量の質を維持しつ つ、運航経費が削減されるとともに、天候に影響されない訓練が実施でき訓練の効率化が図れたことから、審査の一部について実機に代えて飛行訓練装置を使用することとした。また、G58型機のRNAV航行に係る日本の許可基準への適合性について、新規導入機のRNAV航行の許可を得た上で、学生訓練実施要領に規定したRNAV航行実施手順の検証等を実施した。
- ハ 個別の航空会社との意見交換の場において、MPLについて意見交換を行った。 大手航空会社では自社にてMPLを開始する等積極的な導入が見られたが、中小の航空会社では導入時期は未定であった。
- ニ 独立行政法人宇宙航空研究開発機構 (JAXA) との共同研究「飛行教育におけるヒューマンファクター及びCRMに関する調査研究」を継続している。

② その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

MPLとは、2006年11月に国際民間航空機関において新しく設定された、操縦に2人を要する航空機の副操縦士に限定した操縦士資格で、我が国でも航空法が改正され、2012年4月より導入された。

CRMとは、操縦室内で得られる利用可能な全てのリソース(人、機器、情報等) を、有効かつ効果的に活用し、チームメンバーの力を結集して、チームの業務遂行能力を向上させるということである。

(中期目標)

- 3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- (1)教育の質の向上
 - ④ 安定的な航空輸送を確保するため、年間の養成学生数を72名とする。また、より資質の高い学生を確保するため、効果的かつ効率的な広報活動により受験者数の拡大に努めるとともに、航空会社等と情報交換しつつ入学試験制度の検証・評価についても継続的に実施すること。

(中期計画)

- 2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するため とるべき措置
- (1) 教育の質の向上
 - ④ 大学校の人材、訓練機材及び教育施設等を効率的に活用することにより、 年間の養成学生数を72名とする。

資質の高い学生を確保するため、募集にあたっては従来のポスターや雑誌等による広報手法に加え、インターネット等の媒体を有効活用した広報活動を展開し、受験者数の拡大に努める。また、航空会社等と情報交換しつつ現行の入学試験(学力試験、適性試験等)の内容及び実施方法等について継続的に評価を行い、その結果を入学試験制度に反映する。

① 実績値及び取組み

【平成23年度業務実績報告書】P15~P16

④東日本大震災により、仙台分校の庁舎、学生寮等が被災し、また訓練機、FTDも津波で流されるという甚大な被害を受け、仙台分校での教育ができなくなった。その後、復興を進め、仙台分校における訓練を10月に再開したが、在校生の訓練が遅れていた関係で、23年度に入学したのは36名にとどまった。

- •【平成26事業年度業務実績報告書】
- ④ 年間の養成学生数を72名とした。

資質の高い学生を確保するため、学生募集のポスターや学校案内のパンフレットを作成するとともに、雑誌に航空大学校の紹介を掲載するなどの広報を実施した。また、インターネット等の媒体を有効活用し、引き続き、募集要項をHPからダウンロードできるようにするとともに、昨年に引き続きFace bookを活用し、認知度の向上に努めた。

入学試験の内容等は、昨年度に行った見直し(外部委託から内部教官作成への切り替え) について、評価を行った。

(中期目標)

- 3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- (2) 操縦士養成の新たな手法等の検討

操縦士の資格制度の改正等を踏まえつつ、航空会社と定期的に意見交換や情報交換を行い、操縦士養成の新たな手法等について検討すること。

(中期計画)

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するためと

るべき措置

(2) 操縦士養成の新たな手法等の検討

操縦士の資格制度の改正等を踏まえつつ、航空企業のニーズを把握するべく、航空 会社と定期的に意見交換や情報交換を行い、操縦士養成の新たな手法等について検討 する。

① 実績値及び取組み

航空機操縦士連絡協議会や個別の航空会社との意見交換の場において、MPLについて意見 交換を行った。また、平成26年度に自衛隊出身の操縦士に必要な訓練シラバスを策定した が、航空局から発出された自衛隊出身の操縦士に係る「計器飛行証明取得のための訓練につ いて」(平成26年12月1日付国空航第680号)や航空会社と意見交換を踏まえ、訓練 シラバスを見直した。

(中期目標)

- 3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- (3) 航空安全に係る教育等の充実

航空事故・重大インシデントの発生を未然に防止することは、航空安全行政の 重要な課題であり、航空事故・重大インシデント0件を目標に、大学校以下の 事項を行うことにより安全運航の確保を図ること。

- ① 航空安全プログラム (SSP) に基づき、次に掲げる取り組みを実施すること。
 - イ 航空大学校の安全に関する取り組み目標について、次に掲げる観点から 安全指標及び安全目標値を年度計画において設定すること。
 - a. 業務の特性を表した指標であること。
 - b. 測定可能な指標であること。
 - c. 過去の実績、事業計画等と照合し、現状よりも改善(現状が最高の安全性を示し、現状以上の改善ができない場合は、維持を含む。)した値を目標値としていること。
 - ロ 安全管理システム (SMS) のもと、航空大学校の安全達成度の測定及 び監視等により、安全の傾向について把握・分析を行い、安全に関する取 り組み目標等の再設定、安全最優先の意識の徹底、組織内の適切な意思の 疎通及び安全情報の共有等、必要な安全対策を実施すること。
 - ハ 航空大学校の安全に関する情報の収集体制を強化し、必要な場合には国 土交通省等に報告すること。
 - 二 組織全体における安全に関する統一的な組織風土の醸成を促進するために、役員及び職員に対する安全教育を実施するとともに、整備委託先等についても安全教育に関する指導・監督を行うこと。また、訓練機の安全運航の確保に係る調査・検討、その結果について周知・徹底等を図るための活動を推進すること。
- ② 学生に対する安全教育の充実のため、安全教育を訓練初期から実施し、遵法

精神を含む安全意識を定着させるとともに、訓練機システムの理解を深め、操作手順との整合性を図ること。

- ③ 実機訓練における教育の実態をより正確に把握するとともに、教育の質の更なる向上、平準化を図るために必要な措置を推進すること。
- ④ 訓練機の運航に直接関係する部門(整備委託先等を含む)に対する安全監査を 定期的に実施するとともに、安全対策に万全を期すこと。

(中期計画)

- 2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するため とるべき措置
- (3) 航空安全に係る教育等の充実 安全運航の確保を業務運営上の最重要課題として位置付け、航空事故・重大 インシデント0件を達成するために、以下の事項を行う。
 - ① 航空安全プログラム (SSP) に基づき、次に掲げる取り組みを実施することで航空事故その他の航空の安全運航に影響を及ぼす事態を未然に防ぎ、もってその安全の確保を図る。
 - イ 航空大学校の安全に関する取り組み目標について、次に掲げる観点から 安全指標及び安全目標値を年度計画において設定するものとする。
 - a 業務の特性を表した指標であること。
 - b 測定可能な指標であること。
 - c 過去の実績、事業計画等と照合し、現状よりも改善(現状が最高の安全性を示し、現状以上の改善ができない場合は、維持を含む。)した値を目標値としていること。
 - ロ 理事長のリーダーシップの下で現行の安全管理システム(SMS)の強化を図り、安全目標の達成度や安全対策の実施状況について把握・分析を行い、必要な改善点等の検討を行ったうえで、安全に関する取り組み目標の再設定を行う。SMSの一環として策定された安全に関する基本方針に基づき、安全業務計画を事業年度毎に作成し実施する。また、組織内の適切な意思の疎通及び安全情報の共有のため、各校において安全委員会を毎月1回実施する。
 - ハ 義務報告について引き続き実施するとともに、自発報告制度を確立し、 個人が報告することを推奨する。また、必要に応じて国土交通省等に報告 する。
 - 二 組織全体の安全意識の更なる向上を図るために学識経験者、航空事故調査官等の外部講師による役員及び職員への安全教育を毎年2回以上実施する。また、航空大学校内部においても職員への安全教育を定期的に実施し、法令等規則の遵守に関しても注意喚起を行うとともに、学生からのアサーション(注意喚起)がしやすい雰囲気作りのために教官を指導する等の取り組みを推進する。また、整備委託先等に対しては安全監査を通じて安全教育実施の指導・監督を行う。更に、訓練機の安全運航の確保に係る調査・検討を行うとともに、その結果について周知・徹底等を図る。
 - ② 学生に対する安全教育を飛行訓練に移行する前から開始する。過去の事故例から航空事故と人的要素の関わり等を教示するなど、航空安全についての教育を飛行訓練開始前10時間、飛行訓練開始後40時間実施する。また、安全管

理システム(SMS)を活用して航空事故への予防意識の定着を図るとともに、アンケートの内容を充実させるなど、学生から教育に関する意見や要望等の収集・分析を行い、安全教育に反映する取り組みを強化する。

- ③ 実機訓練における教育の実態をより正確に把握するために、効果的な方策の 導入等を図るとともに、担当教官に対して必要に応じ教育方法等に関するアド バイス等を行う体制を充実させる。また、学生への教育の質の更なる向上、平 準化を図るため、指導方法等に関する教官間の意見交換等を推進する。
- ④ 総合安全推進会議において安全監査プログラムを策定し、訓練機の運航に係る安全監査を年1回実施する。

① 実績値及び取組み

·【平成23事業年度業務実績報告書】P17~P21

7月28日、帯広分校における飛行訓練において、3名(学生1名、教官2名)が 死亡、1名(学生)が重傷を負う航空事故が発生した。

航空大学校としては、このような悲惨な事故が二度と起きないよう、理事長をはじめ役職員が一丸となって安全対策を更に強化し、安全運航の確保に万全を期し、学生に安心して教育を受けてもらえるように一層努力を重ねて参ります。

事故発生後、訓練再開までに実施した安全対策、訓練再開後にこれまでに実施した 安全対策、今後の対応については、以下の通り。

【訓練再開までの対応】

- ・事故後に全ての訓練機の運航を見合わせ、航空機及び訓練体制の総点検を実施した(8月)。
- ・法令、訓練・運航・整備等の各種規程の遵守の再徹底を実施した(8月)。
- ・コックピット内の全乗員を安全のリソースとして活用することを再度徹底する ための研修を行い、アサーション(不安全要因を発見した場合のはっきりとした 助言)及び教育オブザーブの実施方法について、運航規程に明確化した(8月)
- ・訓練空域における安全訓練高度の再確認・徹底を実施するともに、学生訓練実施要領を改正し、その旨を明記した(8月)。
- ・事故発生を受け、特別安全監査を実施し、法令及び各種規程の遵守状況及び安全教育の実施状況について確認した(宮崎本校、帯広分校:8月、仙台分校:10月)。
- ・上記の対応、安全性検証等の後、段階的に訓練を再開した(宮崎本校:9月、 帯広分校:10月、仙台分校:10月)。

【訓練再開後の対応】

- ・学生に対する訓練内容のアンケートの継続的な実施や理事長と学生の直接対話 を受けて、アサーションのできる環境づくりに向けて教官を指導するなど訓練の 安全性向上のために訓練内容にフィードバックした。
- ・ヒヤリハットについて、組織的な分析及び情報共有が実施できるよう体制を強

化し、平成24年度からの正式運用に向けて、試行的な運用を行うとともに、ヒヤリハットの重要性について、教官・学生に再徹底し、安全意識の向上に努めた。

- ・安全管理規程を見直し、定量的にリスクが評価できるように、分析手法を改善した。
- ・運輸安全委員会から提供された航空安全情報(事故機の機長は、服用後少なくとも通常投与時間の2倍の時間は航空業務に従事してはならない抗アレルギー薬を常用していたこと)に基づき、教官、学生に対し、今回の事例を紹介し、乗組員が自ら使用する医薬品についての注意を喚起し、医薬品を使用した場合の管理職又は上司への報告を徹底した。さらに、これらの内容を運航規程に盛り込んだ(1月)。

なお、当該事故については、運輸安全委員会において、事故調査が行われている ところであるが、航空大学校としては、運輸安全委員会の調査結果を待つことな く、航空大学校として可能な限り原因調査を行い、考えられる要因について適時 適切に再発防止策等の対応を図った。

具体的には、今回の事故が、山に衝突したという状況であることから、過去に発生した同種の事故の再発防止策、安全対策を参考に、操縦士(技量等の問題、過度の訓練集中、健康問題)、機材故障、気象の急変等に関して安全対策を進めている。

【今後の対応】

今後、訓練の安全体制について抜本的な見直しを図るとともに、航空事故調査の 進展を受けて、適切な対応を行っていく。

また、平成22年11月5日、宮崎空港滑走路上で発生した訓練機のかく座事故を受けて、平成23年度に安全管理制度について、リスク評価の対象となる期間の明確化及び発生可能性の算出方法の明確化等、リスク評価方法の見直しを行い、安全管理制度を適切に運用できるようにした。また、教官・学生に対し、安全教育を実施した。

なお、当初の年度計画に対する達成状況は、以下の通りである。

- ①安全教育の更なる向上を図るため、飛行訓練開始前の教育に関しては、航空環境が身体に及ぼす影響について内容を充実させ、教育時間を14時間に増加し、飛行訓練開始後の教育については、学科「航空安全」のシラバスを見直し、安全確保のためコックピット内の全乗員を安全のリソースとして活用する内容を盛り込んだ
- ②安全に関する基本方針に基づき、23年度安全業務計画を作成し、計画に基づいて安全総点検、事故処理訓練等の安全業務を実施した。
- ③平成23年度安全業務計画に基づく安全監査において、各校における訓練状況 、再発防止策の実施状況について再確認を行った(帯広分校:12月、宮崎本校 :2月、仙台分校:3月)。今後とも安全総点検、安全監査等を含め法令及び規 程の遵守状況等について確認し改善を図っていく。さらに、今後、外部による監

査等を実施する予定。

- ④安全文化、リスクマネジメント等について、日本航空機操縦士協会の講師による安全教育を実施するなど安全意識の向上を図った。また、各校において、安全委員会を毎月開催し、訓練機の安全運航の確保に係る調査・検討を行うとともに、安全情報の周知・徹底等を図った。なお、安全委員会には学生を参加させ、情報の共有、事故への予防意識の定着を図っている
- ·【平成24事業年度業務実績報告書】P17~P20

平成23年度から実施している対策について着実に実施し定着を図るとともに、平成23年度業務実績評価における安全に関する意見等を踏まえて、以下の対応を実施した。

【主な対応】

- ・航空事故調査官経験者を、安全統括管理者を補佐する位置の職務に起用して、安 全体制を総合的に見直し、抜本的な安全対策を進めている。
- ・毎日のフライト前の健康状況の自己申告を強化した。
- ・学生からのアンケート等を充実し、得られた意見を踏まえ、アサーション (不安全要因を発見した場合のはっきりとした助言) のできる環境づくりに向けて教官を指導するなど訓練の安全性向上のために訓練内容にフィードバックした。
- ・安全管理規程を見直し、リスク評価の対象となる期間の明確化及び発生可能性の 算出方法の明確化等、リスク評価方法の見直しを行い、安全管理制度を適切に運 用できるようにした。
- ・ヒヤリハット・レポートについて、報告を受け付ける専門のグループを設置し、 組織的な分析及び情報共有が実施できるよう体制を強化し、平成24年度から正 式に運用を行っている。
- ・平成22年の宮崎本校におけるかく座事故を踏まえ、座学及び実地訓練において 再発防止策を徹底している。
- ・簡易的な機能を有する対地接近警報装置及び航空機衝突防止装置について、効果の検証を行っているところ。また、教育目的として、離着陸時を含む飛行中のGPS受信機及びビデオカメラの使用について、国土交通省の確認を受けた。なお、仙台フライト課程において使用しているG58型機については、簡易的な対地接近警報装置、航空機衝突防止装置の機能を既に有している。引き続き、安全運航について万全を期すとともに、航空事故調査の進展を受けて、適切な対応を行っていく。
- ①航空安全教育について、CRMを充実させるとともに飛行開始前から学生への教育効果を高めることを目的として、飛行訓練開始前20時間(航空安全6時間、航空生理14時間)、飛行訓練開始後40時間(航空安全34時間、航空生理6時間)とするシラバスを策定し、平成25年度からの実施に先立ち、平成24年7月から仙台分校において、また、平成25年2~3月から宮崎本校及び帯広分校において試行的に訓練を実施した。また、仙台フライト課程において、11月

- より訓練にTEMを導入し訓練時のTHREATを調査した。帯広及び宮崎フライト課程においても、2月からTEMを試験的に導入した教育を開始した。
- ②安全運航の確保を業務運営上の最重要課題として位置付け、内部で再確認するともに、安全推進方針として定められている「安全に関する基本方針」について、毎年7月を航大安全月間と設定する改正を行い、安全研修、安全総点検、事故処理訓練などを実施した。また、安全業務計画を総合安全推進会議及び各校の安全委員会において作成し、計画を実施した。
- ③総合安全推進会議において各校の安全監査計画を策定し、当該計画に従って安全 監査を実施した(11月:帯広分校、仙台分校、2月:宮崎本校)。今後とも安 全総点検、安全監査等を含め法令及び規程の遵守状況等について確認し改善を図 っていく。
- ④以下のとおり、役職員及び学生全員を対象として外部講師による安全教育を2回 実施した。
- ・ヒューマンエラーの専門家(日本ヒューマンファクター研究所垣本氏)を外部講師として招聘し、「飛行安全とヒューマンファクター」をテーマに、7月の安全月間に安全教育を行った。
- ・運輸安全委員会航空事故調査官を外部講師として、役職員を対象に「航空事故調査官から見た小型機の航空事故」、「航空事故調査手法を応用した安全活動」を テーマに、学生を対象に「航空事故調査官から見た最近の航空事故等の教訓」を テーマに1月に安全教育を行った。
- さらに、外部講師による安全教育に加えて、学科首席教官による「学生訓練とCR M」についての講義を7月に実施した。
- また、各校においては、毎月、安全委員会を開催するとともに、総合安全推進会議 の主導により9月以降原則毎月3校合同の安全委員会を開催し、意見交換、情報 共有等を行った。
- ·【平成25事業年度業務実績報告書】P17~P20

平成23年度から実施している対策について着実に実施し定着を図るとともに、12月に公表された運輸安全委員会の事故調査報告書の内容及び勧告を踏まえて安全文化の構築を含めた更なる安全対策を実施した。また、安全対策等を確実に実施し定着させるため、平成25年度末に中期計画を変更するとともに、平成26年度以降の年度計画に盛り込むこととした。

①航空安全教育について、CRMを充実させるとともに飛行開始前から学生への教育効果を高めることを目的として、飛行訓練開始前20時間、飛行訓練開始後40時間とするシラバスを開始した。また、安全管理システムを活用して、航空事故への予防意識の定着を図るとともに、2月をヒヤリハット・レポート提出強化月間としてレポートの提出を奨励し、提出しやすい環境の整備に努めた。さらに、9月に、国内で飛行訓練を行う法政大学及び崇城大学とヒヤリハット情報の共有に関する協力協定を締結し、飛行訓練の安全性向上を図った。

- ②安全管理システム(SMS)のもと、安全運航の確保を業務運営上の最重要課題として位置付け、理事長のリーダーシップの下で策定された安全に関する基本方針に基づき、毎飛行前における健康状況の自己申告を強化した取り組みの継続、毎飛行後における訓練内容の調査等を通じた訓練機内の安全性リスクの把握・管理、空中衝突の防止等安全運航に寄与する機器の搭載の可能性の検討等も盛り込んだ安全業務計画を作成し実施した。
- ③総合安全推進会議において各校の安全監査プログラムを策定し、当該計画に従って、2月に各校の安全監査を実施した。また、1月に国土交通省航空局による安全監査を受検し、勧告を踏まえた安全対策の取組状況について確認を受けた。
- ④以下のとおり、役職員及び学生を対象として外部講師による安全教育を年2回実施した。
 - ・7月の航大安全月間に、航空会社の現役パイロットを招聘し、「航空安全システムとパイロットに求められるもの」をテーマに行った。
 - ・3月に、国土交通省航空局航空事業安全推進官を招聘し、「航空安全情報」及び「航空安全プログラム」をテーマに行った。加えて、学生に対する教育の一環として以下の講演を実施した。
 - ・航空機製造メーカーによる「航空機戦略」及び「将来の航空市場予測」
 - ・航空大学校卒業生による「卒業生が語る操縦の心」

また、各校においては、安全委員会を毎月開催するとともに、合同安全委員会を5 回開催し、各校の情報共有を深めた。

•【平成26事業年度報告書】

安全運航の確保を業務運営上の最重要課題として位置付け、法令・規則を遵守し、 また、安全意識を高めていくような安全文化を構築し、航空事故・重大インシデントの件を達成するために以下の事項を行った。

- ①航空安全プログラム (SSP) に基づき、次に掲げる取り組みを実施し、航空事故その他の航空の安全運航に影響を及ぼす事態を未然に防ぎ、もってその安全の確保を図った。
 - イ 安全指標及び安全目標値について、以下のとおりであった。
 - 1) 航空事故・重大インシデント件数は0件であった。
 - 2) イレギュラー運航件数は、総飛行時間 1 4 5 0 9 時間に対して 8 件発生して おり、10000時間あたり 5.51件であった。
 - 3) 安全教育受講回数:7月と3月に外部講師により各1回ずつ年間で2回実施 した。
 - 4) 役員、教官又は実科首次席教官(経験者含む)による教官オブザーブは教官 1人に対して年に2回実施した。(教官によっては3回以上実施した。)
 - 5) ヒヤリハット報告は年間で32件の報告があった。
 - ロ 理事長のリーダーシップの下で現行の安全管理システム (SMS) の強化を 図り、安全目標の達成度や安全対策の実施状況について、総合安全推進会議に

おいて半期毎に把握・分析を行い、必要な改善点等の検討を行ったうえで、安全に関する取り組み目標の再設定を行った。SMSの一環として策定された安全に関する基本方針に基づき、公正な文化(JUST CULTURE)の定着を図るため、安全に関する基本方針を掲示板等に掲載し、また公正な文化(JUST CULTURE)を含め安全に関する基本方針カードを教職員及び学生全員に配布した。また、安全業務計画を作成し実施した。組織内の適切な意思の疎通及び安全情報の共有のため、各校において学生をオブザーバに加えた上で安全委員会を毎月1回実施した。また、各校間の情報共有等を深めるため三校合同の安全委員会を原則月に1回開催した。7月を航大安全月間として、ヒヤリハット報告の教育・奨励や安全教育など、安全のための取り組みを集中して行った。

- ハ 公正な文化(JUST CULTURE)の定着を図ることにより、報告する文化を確立し、義務報告について引き続き実施した。また、航空安全情報自発報告制度(VOICES)の周知など、ヒヤリハット報告等の教育・啓発を進めることで自発報告制度の確立を図った。また、必要に応じて国土交通省等に報告した。
- 二 組織全体の安全意識の更なる向上を図るために学識経験者、航空事故調査官等の外部講師による役員及び職員への安全教育を2回実施した。また航空大学校内部においても、役員又は管理職員から職員への安全教育及び法令等規則の遵守に関する指導については、学生の入校時に合わせて年間4回実施した。

アサーション (注意喚起) がしやすい雰囲気作りについては、学生から理事長へ直接提出するアンケート等により教官に対しての個別指導を行うなどの取り組みを強化した。日本航空機操縦士協会等が主催する外部研修や安全推進のための取組へ積極的に参加した。事故の記憶を風化させないための事故関連資料を常時閲覧が可能とし、入校時等での資料の回覧及び慰霊祭等を実施した。整備委託先等に対しては安全監査等を通じて安全教育実施の指導・監督を行った。訓練機の安全運航の確保について、外国の国立操縦士養成機関の安全対策等の調査を行い、調査結果を報告書として取りまとめているところ。

- ②学生に対する安全教育を飛行訓練に移行する前から開始した。過去の事例から航空事故とCRMについて教授するなど、航空安全についての教育を、飛行訓練開始前20時間、飛行訓練開始後40時間実施した。特に飛行訓練開始前からのCRMについての教育を充実させただけでなく、飛行訓練におけるTEMの実践の強化も図った。また、公正な文化(JUST CULTURE)に基づく安全風土を醸成するように努めた。その上で、安全管理システム(SMS)の適切な機能を図り、航空事故への予防意識の定着を図るとともに、アンケートの内容を充実させるなど、学生から教育に関する意見や要望等の収集・分析を行い、安全教育に反映する取り組みを強化した。
- ③ 実機訓練における教育の実態をより正確に把握するために、既に一部で導入している I C レコーダーについては効果や課題を確認し、必要に応じ改善を図ると

ともに、検討の上、全機での運用を開始した。また、学生からのアンケートに基づき、適切な改善を進めるとともに、より効果的な方策の導入を検討した。次年度以降は紙媒体だけでなくメール等のウェブでも提出可能とした。さらに、役員、教頭又は実科首次席教官(経験者を含む)による教育オブザーブを充実・強化させ、担当教官に対する教育方法等に関するアドバイス等を的確に行う体制を充実させた。学生への教育の質の向上、平準化を図るため、毎月開催する教官会議において指導方法等に関する意見交換等を推進するとともに、教官採用に当たっての適正の確認方法及び採用後の教育方法について見直し、一層の強化を図った。機内ビデオカメラの設置の可能性について調査を行い、操縦時の視野の確保や訓練中に学生が上空で座席を入れ替わる際の障害にならない等の条件により設置箇所が機体後方に限定されるため画像検証の手法としては不十分であるため、設置については当面見合わせることとした。宮崎フライト課程と帯広フライト課程における訓練機について、安全性が強化された新型機への更新について必要な性能及び保守体制等を取り纏めた。

④総合安全推進会議において安全監査プログラムを策定し、訓練機の運航に係る安全監査を1回実施するとともに、自己監査としての安全総点検を2回実施した。また、航空大学校全体にかかる安全管理体制が適切に機能しているか航空局による安全監査を4回受検した。

· 【平成27事業年度報告書】

安全運航の確保を業務運営上の最重要課題として位置付け、法令・規則を遵守し、 また、安全意識を高めていくような安全文化を構築し、航空事故・重大インシデント 0 件を達成するために以下の事項を行った。

- ①航空安全プログラム (SSP) に基づき、次に掲げる取り組みを実施し、航空事故その他の航空の安全運航に影響を及ぼす事態を未然に防ぎ、もってその安全の確保を図った。
 - イ 安全指標及び安全目標値について、以下のとおりであった。
 - 1) 航空事故・重大インシデント件数は0件であった。
 - 2) イレギュラー運航件数は、総飛行時間14,365時間に対して6件発生しており、10000時間あたり4.17件であった。
 - 3) 安全教育受講回数:7月と3月に外部講師により各1回ずつ年間で2回実施 した。
 - 4) 役員、教官又は実科首次席教官(経験者含む)による教官オブザーブは(教官1人に対して)年に4.9回実施した。
 - 5) ヒヤリハット報告は年間で38件の報告があった。
 - ロ 理事長のリーダーシップの下で現行の安全管理システム (SMS) の強化を 図り、安全目標の達成度や安全対策の実施状況について、総合安全推進会議に おいて半期毎に把握・分析を行い、必要な改善点等の検討を行ったうえで、安 全に関する取り組み目標の再設定を行った。SMSの一環として策定された安

全に関する基本方針に基づき、公正な文化(JUST CULTURE)の定着を図るため、安全に関する基本方針を掲示板等に掲載し、また公正な文化(JUST CULTURE)を含め安全に関する基本方針カードを教職員及び学生全員に配布した。また、安全業務計画を作成し実施した。

組織内の適切な意思の疎通及び安全情報の共有のため、各校において学生を オブザーバに加えた上で安全委員会を毎月1回実施した。また、各校間の情報 共有等を深めるため三校合同の安全委員会を原則月に1回開催した。7月を航 大安全月間として、ヒヤリハット報告の教育・奨励や安全教育など、安全のた めの取り組みを集中して行った。

- ハ 公正な文化(JUST CULTURE)の定着を図ることにより、報告する文化を確立し、義務報告について引き続き実施した。また、航空安全情報自発報告制度(VOICES)の周知など、ヒヤリハット報告等の教育・啓発を進めることで自発報告制度の確立を図った。また、必要に応じて国土交通省等に報告した。
- 二 組織全体の安全意識の更なる向上を図るために学識経験者、航空事故調査官等の外部講師による役員及び職員への安全教育を2回実施した。また航空大学校内部においても、役員又は管理職員から職員への安全教育及び法令等規則の遵守に関する指導については、年間4回実施した。

アサーション (注意喚起) がしやすい雰囲気作りについては、学生から理事長へ直接提出するアンケート等により教官に対しての個別指導を行うなどの取り組みを強化した。日本航空機操縦士協会等が主催する外部研修や安全推進のための取組へ積極的に参加した。事故の記憶を風化させないよう事故関連資料を展示する「安全教室」 (仮称) を設置に向けて準備を進めた。整備委託先等に対しては安全監査等を通じて安全教育実施の指導・監督を行った。

- ②学生に対する安全教育を飛行訓練に移行する前から開始した。過去の事例から航空事故とCRMについて教授するなど、航空安全についての教育を、飛行訓練開始前20時間、飛行訓練開始後40時間実施した。特に飛行訓練開始前からのCRMについての教育を充実させただけでなく、飛行訓練におけるTEMの実践の強化も図った。また、公正な文化(JUST CULTURE)に基づく安全風土を醸成するように努めた。その上で、安全管理システム(SMS)の適切な機能を図り、航空事故への予防意識の定着を図るとともに、アンケートの内容を充実させるなど、学生から教育に関する意見や要望等の収集・分析を行い、安全教育に反映する取り組みを強化した。
- ③ 実機訓練における教育の実態をより正確に把握するために、既に一部で導入している I C レコーダーについては効果や課題を確認し、必要に応じ改善を図るとともに、検討の上、全機での運用を開始した。また、学生からのアンケートに基づき、適切な改善を進めるとともに、より効果的な方策の導入を検討した。今年度は紙媒体だけでなくメール等のウェブでも提出可能とした。さらに、役員、教頭又は実科首次席教官(経験者を含む)による教育オブザーブを充実・強化させ

- 、担当教官に対する教育方法等に関するアドバイス等を的確に行う体制を充実させた。学生への教育の質の向上、平準化を図るため、毎月開催する教官会議において指導方法等に関する意見交換等を推進するとともに、教官採用に当たっての適正の確認方法及び採用後の教育方法について見直し、一層の強化を図った。
- ④総合安全推進会議において安全監査プログラムを策定し、訓練機の運航に係る安全監査を1回実施するとともに、自己監査としての安全総点検を2回実施した。また、航空大学校全体にかかる安全管理体制が適切に機能しているか航空局による安全監査を3回受検した。

④ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

※公正な文化(JUST CULTURE)とは、安全に関する大切な情報を提出することが奨励され、許容されること・されないことが明確に区別されることにより構築される。

(中期目標)

- 3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
 - (4) 私立大学等の民間操縦士養成機関への協力

操縦士の養成における民間参入の拡大のため、私立大学等の民間操縦士養成機関における操縦士の養成が安定的になされるように、学科及び実技に関する標準となるような教材の作成、大学校が保有する訓練ノウハウの提供等により、民間操縦士養成機関への技術支援を着実に実施すること。

(中期計画)

- 2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するためと るべき措置
 - (4) 私立大学等の民間操縦士養成機関への協力

航空機操縦士の養成における民間参入の拡大のため、操縦士養成に係る標準的な教材や教育・訓練内容(シラバス)の提供、標準的な教授方法に関する指導及び事故防止対策、安全管理システム(SMS)整備の指導等を通じ、私立大学等の民間操縦士養成機関への技術支援を着実に実施する。

① 中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

以下のとおり、私立大学と操縦士養成に関する協力協定を締結し、CRM等の座学資料の共同作成を行った。

・東海大学:平成24年2月・桜美林大学:平成24年10月・法政大学:平成24年12月

・崇城大学:平成25年10月

- ·第一工業大学:平成25年12月
- · 千葉科学大学: 平成26年3月

また、平成25年9月に法政大学及び崇城大学とヒヤリハット情報の共有に関する協力協定を締結し、飛行訓練の安全性向上を図った。

さらに、平成26年度には航空機操縦士連絡協議会及び同協議会WGにおいて、航空大学校の訓練における教授手法等の支援を行うべく、当校の訓練オブザーブの実施について提案を行い、平成27年度には、日本航空大学校(9月)及び東海大学(1月)に対して各1回実施した。

(中期目標)

- 3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- (5) 航空技術安全行政への技術支援機能の充実
 - ① 大学校の保有する教育機材及び教育施設等を活用し、国の操縦職員等に対す る訓練を実施すること。
 - ② 航空技術安全行政のニーズに即した調査・研究機能を充実すること。

(中期計画)

- 2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するため とるべき措置
- (5) 航空技術安全行政への技術支援機能の充実
 - ① 国の操縦職員等の技量保持訓練、資格取得訓練等に適切に対応する。
 - ② 国土交通省との連携をより強化するとともに、乗員養成や航空安全に関する調査・研究等の業務を通じて得られる知見及び技術力等を航空技術安全行政における規制/基準の策定や評価の場へフィードバックする機能の充実を図る。

① 中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

- ①各年度において、国の航空従事者試験官の技量保持訓練及び特定操縦技能審査を受 託し、訓練を実施した。
- ②乗員養成や航空安全に関して、随時、国土交通省と意見交換を行った。また、海外のパイロット養成機関等に対して航空大学校の施設見学を実施する等、航空技術安全 行政への支援を行った。
- ③交通政策審議会航空分科会基本政策部会技術・安全部会乗員政策等検討合同小委員会における検討を踏まえ、年間72名の操縦士を養成し、操縦士の安定的な供給源としての中心的な役割を果たした。また、平成26年度・27年度には全日本空輸株式会社より操縦士訓練及び教官の教育証明に関する訓練を以下の通り受託した。

(中期目標)

- 3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- (6) 成果の活用・普及

航空大学校が実施する操縦訓練への理解及び将来を担う操縦士の確保に向けた 取り組みとして、航空思想の普及・啓発のための行事を開催すること。

(中期計画)

- 2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するためとるべき措置
 - (6) 成果の活用・普及

従来から実施している「空の日」行事の他に地域の教育委員会等との調整を行い、校外学習の一環として小・中・高生を対象とした「航空教室」を年間4回程度開催するとともに、あわせて地域住民への航空思想の普及、啓発を図るため市民航空講座を年間2回程度実施する。

① 実績値及び取組み

·【平成23事業年度業務実績報告書】P24~P25

平成23年度においては、東日本大震災等の影響もあり、「空の日」イベントは実施できなかった。また、以下のとおり、航空教室及び市民航空講座を実施し、航空思想の普及、啓発を図った。

【航空教室】

宮崎本校:3回 帯広分校:2回 【市民航空講座】 宮崎本校:2回 帯広分校:2回

平成24年度以降は、各校にて「空の日」行事を実施するとともに、校外学習の一環として、「航空教室」及び「市民航空講座」を実施し、航空思想の普及、啓発に努めた。

③ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

上記活動以外にも航空大学校が実施する操縦訓練への理解及び将来を担う航空従事者 の確保に向けた取り組みとして以下の活動を平素より実施している。

- ・ホームページの活用による航空大学校紹介活動
- ・航空思想普及のための施設見学
- ・航空大学校のPRとなるマスコミ等への情報の提供

(中期目標)

- 3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- (7) 内部統制の充実・強化

内部統制については、内部評価委員会への外部委員の参画を図るなど、情報セキュリティ対策を含め、更に充実・強化を図ること。

(中期計画)

- 2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するためとるべき措置
- (7) 内部統制の充実・強化

法令遵守の徹底及び内部統制の強化は安全を確保する上で極めて重要であることに鑑み、法令遵守及び内部統制の監査の実施の強化や、内部評価委員会への外部委員の参画を図るなど、情報セキュリティ対策を含めた内部統制・ガバナンスの強化に向けた体制整備を推進するとともに、役職員等のコンプライアンス意識の向上を図る。

① 中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

各年度において監事による業務監査を実施した。内部評価委員会においては、外部委員と して宮崎公立大学辻教授に参画頂いた。

コンプライアンス研修を担当役職員が受講し、その研修内容を全職員に周知した。

また、平成25年度から平成27年度は内閣官房情報セキュリティセンター及び独立行政法人情報処理推進機構が主催した情報セキュリティ勉強会総務省行政管理局が主催した情報公開・個人情報保護担当者連絡議に担当者を参加させるとともに、これらのセミナー等の内容を踏まえ、情報セキュリティ対策について周知徹底を図った。

3. 業務運営の効率化に関する事項

(中期目標)

2. 業務運営の効率化に関する事項

業務運営の効率化に資するため、教育にかかるコスト構造の明確化を図るとともに、 教育の質の低下を招くことなく、以下の事項を達成すること。

(1)組織運営の効率化

事業全般の精査・見直しを行い、効率的な運営体制を確保しつつ、以下の措置を講ずることにより、職員の削減を含めた事業運営の合理化・適正化を図ること。

- ① 整備業務の更なる民間委託等を推進すること。
- ② 運航管理業務の民間委託等を推進すること。
- ③ 管理業務の精査・見直しを行い、管理部門の簡素化を図ること。

(中期計画)

- 1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- (1)組織運営の効率化

以下の措置を活用した事業運営体制の合理化・適正化を図ることにより、中期目標期間中に「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を平成23年度においても引き続き着実に実施するとともに、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、常勤職員数を削減する。

- ① 運航支援業務(整備業務、運航管理業務)の民間委託等を引き続き図る。
- ② 事業運営の合理化・適正化を図ることにより、管理業務の精査・見直しを実施する。

① 実績値及び取組み

運航支援業務、整備業務及び管理業務のそれぞれについて、①及び②に示すような業務の見直しを図り、効率化を段階的に推進して常勤職員数を削減した。

- ①整備業務について、部品管理の維持管理等を請負業者へ委託することにより、業務の簡素化を図った。また、運航管理業務について、引き続き契約職員を活用した。
- ②平成26年度からの新たな管理業務体制において、両分校の総務課業務に係る案件は本校総務課・会計課に直ちに報告され、重要な案件は本校で速やかに検討することとした。
- ④ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報
 - ・契約職員とは、退職した職員等を任期付きで雇用する職員のことをいう。

(中期目標)

- 2. 業務運営の効率化に関する事項
- (2) 人材の活用

操縦士養成業務に必要な役職員を確保するとともに、国または大学、民間等との人事交流を促進することにより、内部組織の活性化を図り、効率的な業務の運営を推進すること。

(中期計画)

- 1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- (2)人材の活用

エアラインパイロットの養成に必要な役職員を確保するとともに、内部組織の活性化を図り、業務運営の効率化を推進するため、各事業年度において職員の約10%程度について、国または大学、民間等と人事交流を行う。

① 実績値及び取組み

エアラインパイロットの養成に必要な役職員を確保するとともに、各事業年度において職員の約14%~28%(年平均22%程度)について、国との人事交流を行い、内部組織の活性化を図り、運営の効率化を推進した。

- · 平成23年度 約23% (25名)
- 平成24年度 約22% (24名)
- · 平成25年度 約14% (15名)
- · 平成26年度 約28% (28名)
- · 平成27年度 約9.2% (9名)。

(中期目標)

- 2. 業務運営の効率化に関する事項
- (3)業務運営の効率化

これまで以上、より一層の合理化・適正化・質の向上に向けた取り組みを推進すること。

① 教育・訓練業務の効率化

現行の養成期間(2年間)を維持しつつ、学科教育科目及び教育時間の再編を行うとともに、飛行訓練装置の更なる活用による効果的な実技教育の充実を行うことにより、教育・訓練の効率化及び適正化を図ること。

(中期計画)

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

- (3)業務運営の効率化
 - ① 教育・訓練業務の効率化
 - イ 学科教育においては、宮崎学科課程の教育時間を現行の510時間から1 割程度増やし、養成期間を現行の4ヶ月から5ヶ月に延長して教育の適正化 ・質の向上を図る。
 - ロ 実科教育においては、飛行訓練装置を活用することにより、仙台フライト 課程における実機の操縦演習を現行の70時間から65時間程度に、同課程 の養成期間を現行の8ヶ月から7ヶ月に短縮し、適正化・効率化を図る。

① 中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

- イ 平成23年度から宮崎学科課程において開始した新シラバスによる学科教育を継続した。新シラバスにおいては、教育時間を510時間から561時間に増加し、 気象の実践的な解析、次世代の航法方式等の内容を充実させ、質の向上を図った。 その結果、新シラバスにおける期末試験の平均点は旧シラバスの平均点よりも引き 続き高い傾向にあり、加えて、事業用操縦士の学科試験について、初回の受験での 合格率を比較したところ、新シラバスの学生の方が高い合格率である。
- ロ 仙台フライト課程の養成期間を 7ヶ月に短縮するシラバスを平成 2 3 年度入学者 (58回生 I期) から開始した。
- 飛行訓練装置について、平成25年6月に宮崎フライト課程及び帯広フライト課程における訓練に新しく導入した。また、仙台フライト課程においては、従来の実機を中心とした訓練内容を大胆に見直し、飛行訓練装置を最大限活用することとし、平成26年5月に国土交通省航空局に対して当該内容を通知の上で、訓練及び審査に飛行訓練装置をさらに活用することとした。26・27年度は更なる効率的な訓練とするため、シラバスを見直し、飛行訓練装置の時間短縮を図った。これらの取り組みにより、技量の質を維持しつつ、運航経費が削減されるとともに、天候に影響されない訓練が実施でき訓練の効率化がなされた。

(中期目標)

- 2. 業務運営の効率化に関する事項
- (3)業務運営の効率化
 - ② 教育支援業務の効率化

運用業務及び整備業務の場におけるITの活用を一層推進することにより、 教育支援業務の効率化を図ること。

(中期計画)

- 1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- (3)業務運営の効率化
 - ② 教育支援業務の効率化 新技術等の活用を図り運用業務及び整備業務の効率化を図る。

① 中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

仙台分校に導入された双発訓練機 (G58) の整備方式をCotinuing Care Inspection Guide (CCI方式)からShort Inspection Guide (SI方式) に移行完了し、評価の結果整備工数が (9機合計で) 約4600工数、整備費役5800万円を削減した。

(中期目標)

- 2. 業務運営の効率化に関する事項
- (3)業務運営の効率化
 - ③ 一般管理費の縮減

一般管理費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)の縮減に努め、本中期目標期間中に見込まれる当該経費総額(初年度の当該経費相当分に5を乗じた額。)を6%程度抑制すること。また、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行うこと。

(中期計画)

- 1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- (3)業務運営の効率化
 - ③ 一般管理費の縮減

業務の効率化等により一般管理費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)について、本中期目標期間中に見込まれる当該経費総額(初年度の当該経費相当分に5を乗じた額。)を6%程度抑制する。また、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行う。

① 中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通

各年度の一般管理費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)について、あらかじめ削減の措置を図った予算内で執行した。経費節減の余地については、予算執行時にヒアリングを実施するなど当該業務の必要性について、常に確認した上で適切かつ適正

に予算を執行した。

(中期目標)

- 2. 業務運営の効率化に関する事項
- (3)業務運営の効率化
 - ④ 業務経費の縮減

業務経費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)の縮減に努め、本中期目標期間中に見込まれる当該経費総額(初年度の当該経費相当分に5を乗じた額。)を2%程度抑制すること。

(中期計画)

- 1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- (3)業務運営の効率化
 - ④ 業務経費の縮減

業務の効率化等により業務経費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)について、本中期目標期間中に見込まれる当該経費総額(初年度の当該経費相当分に5を乗じた額。)を2%程度抑制する。

① 実績値及び取組み

各年度の業務経費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)については、飛行訓練装置の活用や整備方式の移行による業務の効率化を進めるとともに、収入金の充当により東日本大震災により中断された訓練を取り戻しつつ、予算内で執行した。

(中期目標)

- 2. 業務運営の効率化に関する事項
- (3)業務運営の効率化
 - ⑤ 教育コストの分析・評価 適切な教育コストの把握・抑制に資するため、コスト構造の明確化を図る こと。

(中期計画)

- 1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- (3)業務運営の効率化

⑤ 教育コストの分析・評価

教育業務及び教育支援業務等に係る経費の分析・評価を行い、教育コストとそれ以外のコストを区別・把握することにより、教育コストの抑制に努める。

① 中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

教育業務、教育支援業務及び付帯業務に係る経費の区分・把握を行い、経費の推移 比較や経費のコスト構造の推移など、教育コストの分析・評価を行った。効率的な業 務運営を進めた結果、人件費や運航費の削減を実現した。

(中期目標)

- 2. 業務運営の効率化に関する事項
- (3)業務運営の効率化
 - ⑥ 契約の適正化の推進

契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づく取り組みを着実に実施することにより 、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図ること。

(中期計画)

- 1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- (3)業務運営の効率化
 - ⑥ 契約の適正化の推進

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日 閣議決定)に基づく取り組みを着実に実施し、契約の適正化の推進及び業務 運営の効率化を図る。

① 中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

各年度において契約監視委員会を開催し、一者応札・応募案件について報告し、当該委員 会のアドバイスを受け、契約状況の点検、見直しを実施し、一者応札案件の改善策を講じた

4. 財務内容の改善に関する事項

(中期目標)

- 4. 財務内容の改善に関する事項
- (1) 中期計画に向けた予算の策定

運営費交付金を充当して行う事業については、本中期目標に定めた事項に沿った中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。

(中期計画)

- 3. 予算、収支計画及び資金計画(人件費の見積もりを含む)
- (1) 予算、収支計画及び資金計画は、中期計画別紙1のとおり

①実績値及び取組み

別紙1、2、3のとおり

予算

(単位:百万円)

区分	金額	実 績 額	差額
収 入			
運営費交付金	10, 334	10, 261	▲ 73
施設整備費補助金	588	1, 440	852
自己収入	3, 492	3, 920	428
計	14, 413	15, 623	1, 210
支 出			
業務経費	7, 256	7, 871	615
教育経費	7, 256	7, 871	615
人件費	5, 394	4, 803	▲ 591
施設整備費	588	1, 440	852
一般管理費	1, 176	1, 205	29
計	14, 413	15, 319	906

【人件費の見積】

年度総額3,852百万円を支出する。

但し、総人件費改革における削減対象としている人件費の範囲《法人の常勤役員 及び常勤職員に対し、各年度中に支給した報酬、賞与、その他の手当の合計額の うち、退職金、福利厚生費、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分を除いた額》

収支計画

(単位:百万円)

区分	金額	実 績 額	差額
費用の部	14, 530	15, 427	897
経常費用	14, 530	15, 121	591
一般管理費	1, 764	2, 540	776
減価償却費	117	694	577
教育経費	7, 256	6, 839	▲ 417
人件費	5, 394	4, 799	▲ 595
財務費用	0	369	369
臨時損失	0	186	186
収益の部	14, 530	15, 314	784
運営費交付金収益	10, 334	9, 609	▲ 725
施設費収益	588	1, 328	740
業務収益	3, 492	3, 889	397
資産見返運営費交付金戻入	64	169	105
資産見返物品受贈額戻入	0	7	7
資産見返寄附金戻入	53	178	125
臨時利益	0	134	134
純利益	0	-15	▲ 15
総利益	0	-15	▲ 15

【注記】

退職手当については、役員退職手当支給規程及び職員退職手当支給規程(国家 公務員退職手当法に準拠)に基づいて支給することとなるが、その全額について、 運営費交付金を財源とする。

資金計画

(単位:百万円)

区 分	金額	実 績 額	差額
	14, 413	15, 308	895
貝並又山	14, 415	15, 506	090
業務活動による支出	13, 826	13, 130	▲ 696
投資活動による支出	588	1, 695	1, 107
財務活動による支出	0	482	482
次期中期目標の期間への繰越金	0	0	0
資金収入	14, 413	15, 926	1, 513
業務活動による収入	13, 826	14, 503	677
運営費交付金による収入	10, 334	10, 261	▲ 73
業務収入	3, 492	3, 825	333
その他の収入	0	194	194
投資活動による収入	588	1, 424	836
施設整備費補助金による収入	588	1, 393	805
その他の収入	0	31	31
財務活動による収入	0	0	0

(中期目標)

- 4. 財務内容の改善に関する事項
- (2) 人件費削減の取組

総人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を平成23年度においても引き続き着実に実施するとともに、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すこと。

(中期計画)

- 3. 予算、収支計画及び資金計画(人件費の見積もりを含む)
- (2) 人件費削減の取り組み

総人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を平成23年度においても引き続き着実に実施するとともに、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。

なお、各事業年度毎の削減計画にあたっては、中期計画別紙2のとおりとする。

(中期目標)

- 4. 財務内容の改善に関する事項
- (3) 自己収入の拡大

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)等を踏まえ、航空会社及び学生が負担する割合を平成23年度から増加させ、平成27年度までに大学校の訓練の実施に直接必要となる経費の2分の1に相当する額(総経費の約3割程度)まで増加させること。その際、航空会社間の負担が公平なものとなるような仕組みを導入すること。また、平成28年度以降のあり方について必要に応じ検討する場合には適切に対応すること。

(中期計画)

- 3. 予算、収支計画及び資金計画(人件費の見積もりを含む)
- (3) 自己収入の拡大

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)等を踏まえ、航空会社及び学生が負担する割合を平成23年度から増加させ、平成27年度までに大学校の訓練の実施に直接必要となる経費の2分の1に相当する額(総経費の約3割程度)まで増加させる。その際、航空会社間の負担が公平なものとなるような仕組みを導入する。また、平成28年度以降のあり方について必要に応じ検討する場合には適切に対応する。

①実績値及び取組み

平成23年度より、大学校の訓練の実施に直接必要となる経費(航空機のリース費、整備費、燃料等)の一部を航空会社及び学生に負担してもらう仕組みを導入し、平成27年度にはその負担割合を2分の1(総経費の役3割程度)まで引き上げた。また、平成26年度から航空会社の負担額の算定方法が変更となったことを受け、航空会社と調整を行った。さらに、航空会社及び国土交通省航空局の訓練を受託することにより、自己収入の拡大を行った

(中期計画)

4. 短期借入金の限度額

予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金の限度額は、500百万円とする。

① 実績値及び取組み

今中期期間は短期借り入れなし

(中期計画)

5. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画 該当なし

(中期計画)

6. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 市道(宮崎市)拡張に伴い、隣接する同校用地の処分を行う。 (財産処分の内容)

航空大学校土地

① 実績値及び取組み

平成23年度に、計画どおり市道(宮崎市)拡張に伴い、隣接する航空大学校宮崎本校土地の一部(664.21㎡)を約16百万円で宮崎市に売り払い、処分した。

(中期計画)

- 7. 剰余金の使途
- ① 入学希望者数の増加策に要する費用
- ② 養成の向上に資する調査・研究及び航空技術安全行政に資するための調査・研究の実施
- ③ 効果的な養成を行うための教育機材の購入
- ④ 運航管理業務の充実を図るための業務支援機器の購入

① 実績値及び取組み

特になし

5. その他業務運営に関する重要事項

(中期目標)

- 5. その他業務運営に関する重要事項
 - (1) 施設及び設備の整備

大学校の目的の確実な達成のため、必要となる施設及び設備に関する整備計画 を策定すること。

(中期計画)

- 8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項
- (1) 施設及び設備に関する計画 中期計画別紙3のとおり

① 中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

大学校の目的の確実な達成のため、必要となる施設及び設備に関する整備計画を策定 し、実施する。

(中期目標)

- 5. その他業務運営に関する重要事項
 - (2) 保有資産の見直し等

保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障がない 範囲での有効利用可能性、経済合理性などの観点に沿って、その保有の必要性に ついて不断に見直しを行うとともに、見直し結果を踏まえて、大学校が保有し続 ける必要がないものについては、支障のない限り、国への返納を行うこと。

(中期計画)

- 8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項
- (2) 保有資産の見直し等

保有資産については、引き続き、その利用度のほか、本来業務に支障がない範囲での有効利用の可能性、経済合理性などの観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うとともに、見直し結果を踏まえて、大学校が保有し続ける必要がないものについては、支障のない限り、国への返納を行う。

① 中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

保有資産の必要性については、見直しを行い、必要性のないものはなかった。引き続き、適

時利用実態を把握し、将来に渡り業務を確実に実施するうえで、保有の必要性を検証する。

(中期目標)

- 5. その他業務運営に関する重要事項
- (3) 人事に関する計画

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員 給与のあり方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその 適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表すること。

(中期計画)

- 8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項
- (3) 人事に関する計画
- ① 方針
 - 一層の業務運営の効率化及び適正化に努める。
- ② 人件費削減の取り組み

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、給与改定に当たっては、引き続き、国家公務員に準拠した給与規程の改正を行い、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

特に事務・技術職員の給与水準については、平成21年度の対国家公務員指数が年齢 勘案で106.3となっていることを踏まえ、平成27年度までにその指数を100. 0以下に引き下げるよう、給与水準を厳しく見直す。

なお、職員給与については、国家公務員の給与に関する法律や人事院規則に準拠して 支給されているが、今後も国との人事交流が行われることから、対国家公務員指数については、都市部の官署に勤務していた者や単身赴任者を受け入れる場合には、これらの職員に対する地域手当や単身赴任手当が支給されるため、一時的に指数を押し上げる要因となっている。引き続き、国家公務員の給与に関する法律や人事院規則に準拠して適正な運用に努める。

① 実績値及び取組み

- ①方針及び②人件費削減の取り組み
 - イ 本校及び分校の管理業務等の精査・見直しを図り、中期計画期間中に常勤職員の 約10%程度を削減するため、各年度において3名削減した。
 - ロ 給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当も含め役職員給 与の在り方について厳しく検証した上で、その結果や取り組み状況について公表した

航空大学校は宮崎市、帯広市及び岩沼市に所在するため、都市部(東京都特別区等)の官署に在籍していた国家公務員からの出向者を受け入れる場合、これらの職員に対する地域手当の異動保障、広域異動手当及び単身赴任手当等の支給が必要となり、指数を押し上げる大きな要因となっている。 引き続き100.0以下に引き下げるよう、国家公務員の給与水準を考慮した給与改定を行うと共に、指数を押し上げる要因となる諸手当(地域手当の異動保障等)が出来るだけ支給されないよう人事交流を行っていく。

Ⅱ 当該実績について自ら評価を行った結果

中	—————————————————————————————————————	年度評	価				中期目	標期間評価	項目別調	備考欄
		23	24	25	26	27	見込	期間実績	書No.	
		年度	年度	年度	年度	年度	評価	評価		
								(自己評価)		
Ι.	国民に対して提供するサービ	ごスその	 `スその他の業務の質の向上に関する事項							
	(1)教育の質の向上								1-1	
	①教育の質の向上	Α	Α	Α	В	В	В	В		
	②追加教育の効果的かつ	Α	Α	Α	В	В	В	В		
	効率的な実施方法等									
	③調査・研修の実施、質	Α	Α	Α	В	В	В	В		
	の向上及び効率化									
	④人材·訓練機及び教育	Α	S	Α	В	В	В	В		
	施設等の効果的な活用									
	(2)操縦士養成の新たな	Α	Α	Α	Α	В	В	В	1-2	
	手法等の検討									
	(3)航空安全に係る教育	С	Α	Α	В	В	С	В	1-3	
	等の充実									
	(4)私立大学等の民間操	Α	Α	Α	В	В	В	В	1-4	
	縦士養成機関への協力									
	(5)航空安全技術行政へ	Α	Α	Α	В	Α	В	В	1-5	
	の技術支援機能の充実									
	(6)成果の活用・普及	В	Α	Α	Α	Α	В	В	1-6	
	(7)内部統制の充実・強化	Α	Α	Α	В	В	В	В	1-7	

[※]重要度を「高」と設定している項目については各評語の横に「O」を付す。 難易度を「高」と設定している項目については各評語に下線を引く。

中期	目標	年度評	価				中期目	標期間評価	項目別	備考欄
		23	24	25	26	27	見込	期間実績	調書No.	
		年度	年度	年度	年度	年度	評価	評価		
								(自己評価)		
Ⅱ.業務運営の効率化に関する事項										
	(1)組織運営の効率化の推進	Α	Α	Α	В	В	В	В	2-1	
	(2)人材の活用の推進	Α	Α	Α	В	В	В	В	2-2	
	(3)業務運営の効率化								2-3	
	①教育・訓練業務の効率化	Α	S	S	В	В	В	В		
	②教育支援業務の効率化	S	Α	S	В	В	В	В		
	③一般管理費の縮減	A	Α	Α	В	В	В	В		
	④業務経費の削減	A	A	A	В	В	В	В		
	⑤教育コストの分析・評価	A	A	A	В	В	В	В		
	⑥契約の適正化の推進	Α	A	A	В	В	В	В		
田. 則	†務内容の改善に関する事項									
	予算・収支計画及び資金計 画	Α	A	A	В	В	В	В	3-1	
	人件費削減の取り組み	-	-	_			-	-	3-2	
	自己収入の拡大	Α	Α	Α	Α	В	В	В	3-3	
₩. ₹	一の他の事項									
	短期借入金の限度額	1	_	_	-		-	_	4-1	
	不要財産の処分等に関する 計画	-	_	_	-			-	4-2	
	重要な財産を譲渡し、又は 担保に供する計画	Α	-	-	ſ	В	В	В	4-3	
	剰余金の使途	-	_	_	_			_	4-4	
	施設・設備に関する計画	Α	Α	Α	В	В	В	В	4-5	
	保有資産の検証・見直し	Α	Α	Α	В	В	В	В	4-6	
	人事に関する計画	Α	Α	Α	В	В	В	В	4-7	

※補足

平成23年度~平成25年度: SS、S、A、B、C の5段階評価 平成26年度~平成27年度: S、A、B、C、D の5段階評価

1. 当事務及び事業に関する基本情報							
1—1	教育の質の向上						
関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠(個別法	独立行政法人航空大学校法(平成 11 年法律第 215 号) 第十一条				
		条文など)					
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュ					
		_					

①主要なアウトス	プット(アウトカム)情報						②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
航空会社との								予算額(千円)					
意見交換回数	年2回	-	年2回	年2回	年2回	年2回	年2回		2,950,989	2,797,992	2,786,921	3,031,722	3,036,24
(計画値)													
航空会社との								決算額(千円)					
意見交換回数	-	年2回	年2回	年3回	年2回	年2回	年2回		3,630,592	2,899,849	2,878,048	2,932,135	3,428,95
(実績値)													
達成度	_	_	100%	100%	100%	100%	100%	経常費用(千円)	3,207,652	2,860,232	2,871,732	2,846,329	2,934,99
操縦教官への								経常利益(千円)					
技能審査	年1回	_	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回		3,220,557	2,938,657	2,854,410	2,820,019	2,923,44
(計画値)													
操縦教官への								行政サービス実施コ					
技能審査	-	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	スト(千円)	2,756,812	2,345,935	2,012,883	1,899,117	1,899,53
(実績値)													
達成度 ——————	_	_	100%	100%	100%	100%	100%	従事人員数(人)	110	107	104	101	9
養成人数 (計画値)	各年度72名	_	72名	72名	72名	72名	72名						
養成人数	_		36名	72名	72名	72名	72名						
(実績値)													<u> </u>
達成度	_	_	50%	100%	100%	100%	100%						

中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務	実績・自己評価	主	務大臣による評価
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
大学校が航空輸送に				評定:B		
おける基幹的要員と			①以下を実施し、教育の質の	今年度までの年度計画を着実		
なる操縦士を継続的			向上を図った。	に実施している。		
こ養成することが、			イ エアラインパイロットに求	また、独立行政法人評価制度		
段が国における安定			められる知識・技能等を把握	委員会による評定結果は平成		
的な航空輸送の確保			するため、航空大学校運営	23 年度:A、平成 24 年度:A、		
こ資することに鑑み、			協力会議等を通じて各航空	平成 25 年度 A、平成 26 事業		
以下の施策を実施す			会社と定期的に意見交換等	年度の主務大臣による評価結		
ることにより教育の質			を行った。また、国土交通省	果は B であり、平成 27 事業年		
の向上を図ること。			にて開催された乗員政策等	度の自己評価は B としている。		
			検討合同小委員会、航空機	これらのことから B と評価す		
①エアラインパイロッ ①	航空会社と積極		操縦士養成連絡協議会及び	る。		
トに要求される知識、 的に	に意見交換等を行		同協議会 WG にて操縦士の			
支能等を適確に把握しい、	、エアラインパイロ		技量向上等について検討を			
するとともに、教育内 ット	に求められる知		行った。			
容及び教育体制等を 識・	・技能等を把握す		ロ 今中期期間においては、			
充実すること。また、 る。	また、エアライン		エアラインパイロット経験者			
操縦士養成における パイ	イロット経験者を招		を毎年採用するとともに、平			
教育技法等の向上│聘し	し、教育内容及び		成26年度からは全日本空			
及び標準化を図るこ 教育	育体制等の充実を		輸株式会社より現役の機長			
上。	る。教育従事者に		を教官として招聘した。			
対し	して定期的に教育		ハ 各種の研修、講習会、セミ			
技法	法等の向上のため		ナー等に参加し、内部への			
の祖	研修を実施すると		水平展開を実施した。			
Łŧ	もに、操縦教官に		ニ 操縦教官に対し、年1回の			
つし	いては技能審査を		定期技能審査及び緊急操作			
毎年	年1回実施する。		技量確認を実施した。			
②操縦技量の一層②	追加教育の効果		②平成23年度からの新追加	評定:B		
の底上げを図るた 的だ	かつ効率的な実施		教育時間制度を本格的に実	今年度までの年度計画を着実		
め、操縦演習におけ 方法	法等について、引		施することにより、技能不十分	に実施している。		
る追加教育制度の更 きん	続き検証を行い、		による退学者数について引き	また、独立行政法人評価制度		
なる充実を図ること。 教育	育に反映する。		続き少人数を維持するととも	委員会による評定結果は平成		
			に、効率的な運用を行うことで	23 年度:A、平成 24 年度:A、		
			追加教育時間数を減少させて	平成 25 年度 A であり、平成 26		
			いる。引き続き、追加教育の	事業年度の主務大臣による評		
			検証を行っていく。	価結果は B であり、平成 27 事		
				業年度の自己評価は B として		

			1.7
			いる。
			これらのことから B と評価す
② 品郷土美ポーク	③ 以下の調査・研究	③ 教育の質の向上及び効率	る。
_			
	を実施し、その成果		今年度までの年度計画を着実
	を教育・訓練に反映	査・研究を計画的に実施し、そ	
	させることにより、質		また、独立行政法人評価制度
	の向上及び効率化等	させた。	委員会による評定結果は平成
基準の調査・研究等	を図る。		23 年度:A、平成 24 年度:A、
を実施し、その成果		航空機運航に関する基礎的	平成 25 年度 A であり、平成 26
を教育・訓練に反映	イ 航空機の運航に	研究や操縦士養成初期教育	事業年度の主務大臣による評
させること。	関する基礎的研究	についての研究を進め、研	価結果は B であり、平成 27 事
		究報告を行った。また、研究	業年度の自己評価は B として
		報告の内容を仙台課程の訓	いる。
		練実施要領に反映した。	これらのことから B と評価す
		・小型機における非精密進入	る。
		方 式 で の CONTINUOS	
		DESCENTFINALAPPROACH	
		の導入について 他	
	ロ 座学及びフライト		
	課程における標準的	ロ飛行訓練装置を活用した	
	な教育内容・手法及	新シラバスの効果を検証し	
	びその評価法	た結果、技量の質を維持し	
	に関する調査・研究	つつ、運航経費が削減され	
		るとともに、天候に影響され	
		ない訓練が実施でき訓練の	
		効率化が図れたことから、審	
		査の一部について実機に代	
		えて飛行訓練装置を使用す	
		ることとした。	
		また、G58型機のRNAV	
		航行に係る日本の許可基準	
		への適合性について、新規	
		導入機のRNAV航行の許	
		可を得た上で、学生訓練実	
		施要領に規定した RNAV 航	
	ハ 新しい形態によ	行実施手順の検証等を実施	
	る乗員養成に関する	した。	
	調査·研究二安全管		
	理システム(SMS)を	ハ 個別の航空会社との意見	
	活用したヒューマンフ	交換の場において、MPLに	

	ァクター問題への	ついて意見交換を行った。		
	対応を含む航空安全	大手航空会社では自社にて		
	に関する調査・研究	MPL を開始する等積極的な		
		導入が見られたが、中小の		
		航空会社では導入時期は未		
		定であった。		
		二 独立行政法人宇宙航空研		
		究開発機構(JAXA)との共		
		同研究「飛行教育におけるヒ		
		ューマンファクター及びCR		
		Mに関する調査研究」を継		
		続している。		
I				
④ 安定的な航空輸	④ 大学校の人材、	【平成 23 年度業務実績報告 評定:B		
送を確保するため、	訓練機材及び教育施	書】P15~P16 平成 23 年度については	〔、東日	
│ │年間の養成学生数を	設等を効率的に活用	④東日本大震災により、仙台 本大震災の影響により、	、23年	
 72 名とする。また、よ	することにより、	分校の庁舎、学生寮等が被災 度中の入学者を 36 名と	:せざる	
	年間の養成学生数を	し、また訓練機、FTDも津波でしを得なかったが、平成2		
	72 名とする。資質の	流されるという甚大な被害を一以降の年間養成学生数	女は 72	
的かつ効率的な広報	高い学生を確保する	受け、仙台分校での教育がで「名としている。		
	ため、募集にあたっ	きなくなった。その後、復興を これらのことから B と	評価す	
	ては従来のポスター	進め、仙台分校における訓練しる。		
もに、航空会社等と		を 10 月に再開したが、在校生		
	等による広報手法に	の訓練が遅れていた関係で、		
	加え、インターネット	23 年度に入学したのは 36 名		
	等の媒体を有効活用	にとどまった。		
に実施すること。	した広報活動を展開			
	し、受験者数の拡大	・【平成 26 事業年度業務実績		
	に努める。また、航空	報告書】		
	会社等と情報交換し	④ 年間の養成学生数を72		
	つつ現行の入学試験	名とした。		
	(学力試験、適性試	資質の高い学生を確保す		
	験等)の内容及び実	るため、学生募集のポスタ		
	施方法等について継	一や学校案内のパンフレット		
	続的に評価を行い、	を作成するとともに、雑誌に		
	その結果を入学試験	航空大学校の紹介を掲載す		
	制度に反映する。	るなどの広報を実施した。ま		
	11/21-12/5() Uo	た、インターネット等の媒体		
		を有効活用し、引き続き、募		
		を有効点用し、可さ桃さ、雰 5		

集要項をHPからダウンロー	
382 XC 11 11 37 77 11	
ドできるようにするとともに、	
昨年に引き続き Face book	
を活用し、認知度の向上に	
努めた。	
入学試験の内容等は、昨	
年度に行った見直し(外部	
委託から内部教官作成への	
切り替え)について、評価を	
行った。	

1. 当事務及び事業に関する基本情報							
1—2	操縦士養成の新たな手法等の検討						
関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠(個別法	独立行政法人航空大学校法(平成 11 年法律第 215 号) 第十一条				
		条文など)					
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュ					
		_					

2. 主要な経年データ ①主要なアウトプット(アウトカム)情報 ②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報) 基準値 指標等 達成目標 23年度 25年度 26年度 24年度 25年度 26年度 27年度 23年度 24年度 27年度 (前中期目標期間 最終年度値等)

注)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務	実績・自己評価	
			業務実績	自己評価	
操縦士の資格制度の	操縦士の資格制度の		【平成 27 事業年度業務実	評定:B	
改正等を踏まえつ	改正等を踏まえつ		績報告書】	今年度までの年度計画を着実	
つ、航空会社と定期	つ、航空企業のニー		航空機操縦士連絡協議会	に実施している。	
的に意見交換や情報	ズを把握するべく、航		や個別の航空会社との意見	また、独立行政法人評価制度	
交換を行い、操縦士	空会社と定期的に意		交換の場において、MPLに	委員会による評定結果は平成	
養成の新たな手法等	見交換や情報交換を		ついて意見交換を行った。	23 年度: A、平成 24 年度: A、平	
について検討するこ	行い、操縦士養成の		また、平成26年度に自衛隊	成 25 年度 A であり、平成 26 事	
٤٠	新たな手法等につい		出身の操縦士に必要な訓	業年度の主務大臣による評価	
	て検討する。		練シラバスを策定したが、	結果は B であり、平成 27 事業	
			航空局から発出された自衛	年度の自己評価は B としてい	
			隊出身の操縦士に係る「計	る。	
			器飛行証明取得のための	これらのことからBと評価する。	
			訓練について」(平成26年1		
			2月1日付国空航第680		
			号) や航空会社と意見交換		

を踏まえ、訓練シラバスを見		
直した。		

1. 当事務及び事業に関する基本情報							
1—3	航空安全に係る教育等の充実						
関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠(個別法	独立行政法人航空大学校法(平成 11 年法律第 215 号) 第十一条				
		条文など)					
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュ					
		_					

		幸報)	人員に関する情	(財務情報及び	・インプット情報	②主要な						ム)情報	・プット(アウトカム	① 主要なアウト
27 年度	26 年度	25 年度	24 年度	23 年度			27 年度	26 年度	25 年度	24 年度	23 年度	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	達成目標	指標等
							O件	O件	O件	O件	O件	_	O件	航空事故・重大インシデント(計画値)
							O件	O件	O件	O件	1件	O件	_	航空事故・重大イン
							4.78 件	4.78 件	_	_	_	_	10,000 時間あたり4.78 件以下	イレギュラー運航 件数(計画値)
							4.18 件	4.84 件	_	_	_	10,000 時間あたり 4.78 件以下		イレギュラー運航件数(実績値)
							-0.6 件	+0.06 件	_	_	_	_	_	
							年2回以上	年2回以 上	_	_	_	_	年2回以上	安全教育受講 回数(計画値)
							年2回	年2回	_	_	_	年2回以上	_	安全教育受講 回数(実績値)
							100%	100%	_	_	_			達成度
							年2回以上	年2回以 上	_	_	_		教官1人に対 し年2回以上	教官オブザーブ 回数(計画値)
							年2回以上	年2回以上	_	_	_	教官1人に対し年 2回以上		教官オブザーブ 回数(実績値)
							100%	100%	_	_	_			達成度
							年間 30 件 以上	年間 30 件以上	_	_	_		年間 30 件以 上	ヒヤリハット報告 件数(計画値)
							年間 38 件	年間 32	_	_	_	年間 30 件以上		
							年間 38 件 126.7%	件 106.7%		- -	_	年間 30 件以上		件数(実績値) 達成度

安全委員会実施 回数(計画値)	毎月1回		毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回			
安全委員会実施 回数(実績値)		毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回			
達成度			100%	100%	100%	100%	100%			
役員及び職員へ の安全教育実施 回数(計画値)	年2回以上		年2回程度	年2回程度	年2回程度	年2回以上	年2回以上			
役員及び職員へ の安全教育実施 回数(実績値)		年2回以上	年2回	年2回	年2回	年2回	年2回			
達成度			100%	100%	100%	100%	100%			
役員又は管理職員か ら職員への安全教育 実施回数(計画値)	年2回以上					年2回以上	年2回以上			
役員又は管理職員か ら職員への安全教育 実施回数(実績値)		年2回以上				年2回	年2回			
達成度						100%	100%			
内部安全監査の実 施回数(計画値)	年1回		年1回	年1回	年1回	年1回	年1回			
内部安全監査の実 施回数(実績値)		年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回			
達成度			100%	100%	100%	100%	100%			
安全総点検実施回数(計画値)	年2回					年2回	年2回			
安全総点検実施回数(実績値)		年2回				年2回	年2回			
達成度						100%	100%			
航空局安全監査実施回数(計画値)	年4回					年4回	年3回			
航空局安全監査実施回数(実績値)		年4回				年4回	年3回			
達成度						100%	100%			

注)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3.	3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務	実績・自己評価			
				業務実績	自己評価			
	航空事故・重大イ	安全運航の確保を	平成26年度末時点での	·【平成 23 事業年度業務実	評定:B			
	ンシデントの発生を	業務運営上の最重要	航空事故・重大インシデ	績報告書】P17~P21	平成 23 年度7月 28 日、帯広			

未然に防止すること	課題として位置付け、	ント件数:1件	7月28日、帯広分校におけ	分校における飛行訓練におい	
は、航空安全行政の	航空事故・重大インシ		る飛行訓練において、3名	て、3名が死亡、1名が重傷を	
重要な課題であり、	デントO件を達成する		(学生1名、教官2名)が死	負う航空事故が発生した。	
航空事故・重大イン	ために、以下の事項		亡、1名(学生)が重傷を負	航空大学校では、当該事故	
シデントO件を目標	を行う。		う航空事故が発生した。	発生を受けて直ちに理事長以	
に、大学校以下の事			航空大学校としては、このよ	下全職員で航空機及び訓練体	
項を行うことにより安			うな悲惨な事故が二度と起	制の総点検並びに各種規程の	
全運航の確保を図る	① 航空安全プログラ		きないよう、理事長をはじめ	遵守徹底を実施し、継続してい	
こと。	ム(SSP)に基づき、		役職員が一丸となって安全	るところ。さらに平成 25 年 12 月	
	次に掲げる取り組み		対策を更に強化し、安全運	の運輸安全委員会からの勧告	
	を実施する		航の確保に万全を期し、学	も踏まえて、安全運航の確保を	
	ことで航空事故その		生に安心して教育を受けて	最優先に安全対策の強化に努	
	他の航空の安全運航		もらえるように一層努力を重	め、考え得る安全対策を実施し	
	に影響を及ぼす事態		ねて参ります。	てきたところ。	
	を未然に防ぎ、もって		事故発生後、訓練再開まで	現在は安全文化の構築を図	
	その安全の確保を図		に実施した安全対策、訓練	っており、次年度以降も継続し	
① 航空安全プログラ	る。		再開後にこれまでに実施し	て安全文化の醸成に向けて各	
ム(SSP)に基づき、			た安全対策、今後の対応に	種の取組を行い、航空事故・重	
次に掲げる取り組み	イ航空大学校の安全		ついては、以下の通り。	大インシデントの発生を未然に	
を実施すること。	に関する取り組み目		【訓練再開までの対応】	防止するよう努めている。	
イ 航空大学校の安	標について、次に掲		・事故後に全ての訓練機の	なお、独立行政法人評価制度	
全に関する取り組み	げる観点から安全指		運航を見合わせ、航空機及	委員会による評定結果は平成	
目標について、次に	標及び安全目標値を		び訓練体制の総点検を実	23 年度: C、平成 24 年度: A、平	
掲げる観点から安全	年度計画において設		施した(8月)。	成 25 年度 A であり、、平成 26	
指標及び安全目標値	定するものとする。		·法令、訓練·運航·整備等	事業年度の主務大臣による評	
を年度計画において			の各種規程の遵守の再徹	価結果は B であり、平成 27 事	
設定すること。	a 業務の特性を表し		底を実施した(8月)。	業年度の自己評価は B として	
	た指標であること。		・コックピット内の全乗員を	おり、安全運航の確保に向けて	
a. 業務の特性を表し	b 測定可能な指標で		安全のリソースとして活用	取り組みを行っている。	
た指標であること。	あること。		することを再度徹底するた	これらを総合的に勘案し、B	
b. 測定可能な指標で	c 過去の実績、事業		めの研修を行い、アサーシ	と評価する。	
あること。	計画等と照合し、現		ョン(不安全要因を発見した		
	状よりも改善(現状が		場合のはっきりとした助言)		
c. 過去の実績、事業	最高の安全性を示		及び教育オブザーブの実施		
計画等と照合し、現	し、現状以上の改善		方法について、運航規程に		
状よりも改善(現状が	ができない場合は、		明確化した(8月)。		
最高の安全性を示	維持を含む。)した値		・訓練空域における安全訓		
し、現状以上の改善	を目標値としているこ		練高度の再確認・徹底を実		
ができない場合は、	٤.		施するともに、学生訓練実		
維持を含む。)した値			施要領を改正し、その旨を		
を目標値としているこ			明記した(8月)。		

٤.		・ 事故発生を受け、特別	
		安全監査を実施し、法	
		令及び各種規程の遵守	
		状況及び安全教育の実	
		施状況について確認し	
		た(宮崎本校、帯広分	
		校:8月、仙台分校:10	
ロ 安全管理システ	ロ 理事長のリーダ	月)。	
ム(SMS)のもと、航	ーシップの下で現行	・上記の対応、安全性検証	
空大学校の安全達成	の安全管理システム	等の後、段階的に訓練を再	
度の測定及び監視等	(SMS)の強化を図	開した(宮崎本校:9月、帯	
により、安全の傾向	り、安全目標の達成	広分校:10月、仙台分校:1	
について把握・分析	度や安全対策の実施	0月)。	
を行い、安全に関す	状況について把握・	【訓練再開後の対応】	
る取り組み目標等の	分析を行い、必要な	・学生に対する訓練内容の	
再設定、安全最優先	改善点等の検討を行	アンケートの継続的な実施	
の意識の徹底、組織	ったうえで、安全に関	や理事長と学生の直接対話	
内の適切な意思の疎	する取り組み目標の	を受けて、アサーションので	
通及び安全情報の共	再設定を行う。SMS	きる環境づくりに向けて教官	
有等、必要な安全対	の一環として策定さ	を指導するなど訓練の安全	
策を実施すること。	れた安全に関する基	性向上のために訓練内容に	
	本方針に基づき、安	フィードバックした。	
	全業務計画を事業年	・ヒヤリハットについて、組織	
	度毎に作成し実施す	的な分析及び情報共有が	
	る。また、組織内の適	実施できるよう体制を強化	
	切な意思の疎通及び	し、平成24年度からの正式	
	安全情報の共有のた	運用に向けて、試行的な運	
	め、各校において安	用を行うとともに、ヒヤリハッ	
	全委員会を毎月1回	トの重要性について、教官・	
	実施する。	学生に再徹底し、安全意識	
		の向上に努めた。	
ハ 航空大学校の安	ハ 義務報告につい	・安全管理規程を見直し、定	
全に関する情報の収	て引き続き実施する	量的にリスクが評価できる	
集体制を強化し、必	とともに、自発報告制	ように、分析手法を改善し	
要な場合には国土交	度を確立し、個人が	<i>t</i> =。	
通省等に報告するこ	報告することを推奨	・運輸安全委員会から提供	
٤.	する。また、必要	された航空安全情報(事故	
	に応じて国土交通省	機の機長は、服用後少なく	
	等に報告する。	とも通常投与時間の2倍の	
		時間は航空業務に従事して	
ニ 組織全体におけ	二 組織全体の安全	はならない抗アレルギー薬	

推進すること。

る安全に関する統一│意識の更なる向上を 的な組織風土の醸成 図るために学識経験 を促進するために、一者、航空事故調査官 役員及び職員に対す│等の外部講師による る安全教育を実施すし役員及び職員への安 るとともに、整備委託 | 全教育を毎年2回以 先等についても安全 | 上実施する。また、航 教育に関する指導・ 空大学校内部におい 監督を行うこと。ま│ても職員への安全教 た、訓練機の安全運「育を定期的に実施 航の確保に係る調│し、法令等規則の遵 査・検討、その結果に│守に関しても注意喚 ついて周知・徹底等 | 起を行うとともに、学 を図るための活動を 生からのアサーション (注意喚起)がしやす い雰囲気作りのため に教官を指導する等 の取り組みを推進す

また、整備委託先 等に対しては安全監 査を通じて安全教育 実施の指導・監督を 行う。更に、訓練機の 安全運航の確保に係 る調査・検討を行うと ともに、その結果につ いて周知・徹底等を 図る。

を常用していたこと)に基づ き、教官、学生に対し、今回 の事例を紹介し、乗組員が 自ら使用する医薬品につい ての注意を喚起し、医薬品 を使用した場合の管理職又 は上司への報告を徹底し た。さらに、これらの内容を 運航規程に盛り込んだ(1 月)。

なお、当該事故について は、運輸安全委員会におい て、事故調査が行われてい るところであるが、航空大学 校としては、運輸安全委員 会の調査結果を待つことな く、航空大学校として可能な 限り原因調査を行い、考え られる要因について適時適 切に再発防止策等の対応 を図った。

具体的には、今回の事故 が、山に衝突したという状況 であることから、過去に発生 した同種の事故の再発防止 策、安全対策を参考に、操 縦士(技量等の問題、過度 の訓練集中、健康問題)、 機材故障、気象の急変等に 関して安全対策を進めてい る。

【今後の対応】

今後、訓練の安全体制につ いて抜本的な見直しを図る とともに、航空事故調査の 進展を受けて、適切な対応 を行っていく。

また、平成22年11月5日、 宮崎空港滑走路上で発生し た訓練機のかく座事故を受 けて、平成23年度に安全

	T		
		管理制度について、リスク	
		評価の対象となる期間の明	
		確化及び発生可能性の算	
		出方法の明確化等、リスク	
		評価方法の見直しを行い、	
		安全管理制度を適切に運	
		用できるようにした。また、	
		教官・学生に対し、安全教	
		育を実施した。	
		なお、当初の年度計画に対	
		する達成状況は、以下の通	
		りである。	
		①安全教育の更なる向上を	
② 学生に対する安	② 学生に対する安	図るため、飛行訓練開始前	
全教育の充実のた	全教育を飛行訓練に	の教育に関しては、航空環	
め、安全教育を訓練	移行する前から開始	境が身体に及ぼす影響に	
初期から実施し、遵	する。過去の事故	ついて内容を充実させ、教	
法精神を含む安全意	例から航空事故と人	育時間を14時間に増加し、	
識を定着させるととも	的要素の関わり等を	飛行訓練開始後の教育に	
に、訓練機システム	教示するなど、航空	ついては、学科「航空安全」	
の理解を深め、操作	安全についての	のシラバスを見直し、安全	
手順との整合性を図	教育を飛行訓練開始	確保のためコックピット内の	
ること。	前10時間、飛行訓練	全乗員を安全のリソースと	
	開始後40時間実施	して活用する内容を盛り込	
	する。また、	んだ。	
	安全管理システム(S	②安全に関する基本方針に	
	MS)を活用して航空	基づき、23年度安全業務	
	事故への予防意識の	計画を作成し、計画に基づ	
	定着を図るとともに、	いて安全総点検、事故処理	
	アンケートの内容を	訓練等の安全業務を実施し	
	充実させるなど、学生	<i>t</i> =。	
	から教育に関する意	③平成23年度安全業務計	
	見や要望等の収集・	画に基づく安全監査におい	
	分析を行い、安全教	て、各校における訓練状	
	育に反映する取り組	況、再発防止策の実施状況	
	みを強化する。	について再確認を行った	
		(帯広分校:12月、宮崎本	
③ 実機訓練におけ	③ 実機訓練におけ	校:2月、仙台分校:3月)。	
る教育の実態をより	る教育の実態をより	今後とも安全総点検、安全	
正確に把握するとと	正確に把握するため	監査等を含め法令及び規	
もに、教育の質の更	に、効果的な方策の	程の遵守状況等について確	

なる向上、平進化を	導入等を図るととも	認し改善を図っていく。	
	に、担当教官に対し	さらに、今後、外部による監	
置を推進すること。	て必要に応じ教育方	査等を実施する予定。	
	法等に関する	④安全文化、リスクマネジメ	
	アドバイス等を行う体	ント等について、日本航空	
	制を充実させる。ま	機操縦士協会の講師による	
	た、学生への教育の	安全教育を実施するなど安	
	質の更なる向上、平	全意識の向上を図った。	
	準化を図るため、指	また、各校において、安全	
	導方法等に関する教	委員会を毎月開催し、訓練	
	官間の意見交換等を	機の安全運航の確保に係	
	推進する。	る調査・検討を行うととも	
		に、安全情報の周知・徹底	
④ 訓練機の運航に	④ 総合安全推進会	等を図った。なお、安全委員	
直接関係する部門	議において安全監査	会には学生を参加させ、情	
(整備委託先等を含	プログラムを策定し、	報の共有、事故への予防意	
む)に対する安全監査	訓練機の運航に	識の定着を図っている	
を定期的に実施する	係る安全監査を年1		
とともに、安全対策に	回実施する。	·【平成 24 事業年度業務実	
万全を期すこと。		績報告書】P17~P20	
		平成23年度から実施してい	
		る対策について着実に実施	
		し定着を図るとともに、平成	
		23年度業務実績評価にお	
		ける安全に関する意見等を	
		踏まえて、以下の対応を実	
		施した。	
		【主な対応】	
		・航空事故調査官経験者	
		を、安全統括管理者を補佐	
		する位置の職務に起用し	
		て、安全体制を総合的に見	
		直し、抜本的な安全対策を	
		進めている。	
		・毎日のフライト前の健康	
		状況の自己申告を強化し ₊₋	
		た。	
		・学生からのアンケート等を 充実し、得られた意見を踏	
		尤美し、待られた息見を蹈 まえ、アサーション(不安全	
		要因を発見した場合のはつ	

きりとした助言)のできる環	
境づくりに向けて教官を指	
導するなど訓練の安全性向	
上のために訓練内容にフィ	
ードバックした。	
・安全管理規程を見直し、リ	
スク評価の対象となる期間	
の明確化及び発生可能性	
の算出方法の明確化等、リ	
スク評価方法の見直しを行	
い、安全管理制度を適切に	
運用できるようにした。	
・ヒヤリハット・レポートにつ	
いて、報告を受け付ける専	
門のグループを設置し、組	
織的な分析及び情報共有	
が実施できるよう体制を強	
化し、平成24年度から正式	
に運用を行っている。	
・平成22年の宮崎本校にお	
けるかく座事故を踏まえ、座	
学及び実地訓練において再	
発防止策を徹底している。	
・簡易的な機能を有する対	
地接近警報装置及び航空	
機衝突防止装置について、	
効果の検証を行っていると	
ころ。また、教育目的とし	
て、離着陸時を含む飛行中	
のGPS受信機及びビデオカ	
メラの使用について、国土	
交通省の確認を受けた。な	
お、仙台フライト課程におい	
て使用しているG58型機に	
ついては、簡易的な対地接	
近警報装置、航空機衝突防	
止装置の機能を既に有して	
いる。	
引き続き、安全運航につい	
て万全を期すとともに、航空	
事故調査の進展を受けて、	
10	

適切な対応を行っていく。	
①航空安全教育について、	
CRMを充実させるとともに	
飛行開始前から学生への	
教育効果を高めることを目	
的として、飛行訓練開始前2	
O時間(航空安全6時間、航	
空生理14時間)、飛行訓練	
開始後40時間(航空安全3	
4時間、航空生理6時間)と	
するシラバスを策定し、平成	
25年度からの実施に先立	
ち、平成24年7月から仙台	
分校において、また、平成2	
5年2~3月から宮崎本校	
及び帯広分校において試行	
的に訓練を実施した。	
また、仙台フライト課程にお	
いて、11月より訓練にTEM	
を導入し訓練時のTHREA	
Tを調査した。帯広及び宮崎	
フライト課程においても、2	
月からTEMを試験的に導	
入した教育を開始した。	
②安全運航の確保を業務	
運営上の最重要課題として	
位置付け、内部で再確認す	
るともに、安全推進方針とし	
て定められている「安全に	
関する基本方針」について、	
毎年7月を航大安全月間と	
設定する改正を行い、安全	
研修、安全総点検、事故処	
理訓練などを実施した。ま	
た、安全業務計画を総合安	
全推進会議及び各校の安	
全委員会において作成し、	
計画を実施した。	
③総合安全推進会議にお	
いて各校の安全監査計画を	
策定し、当該計画に従って	

安全監査を実施した(11
月:帯広分校、仙台分校、2
月:宮崎本校)。今後とも安
全総点検、安全監査等を含
め法令及び規程の遵守状
況等について確認し改善を
図っていく。
④以下のとおり、役職員及
び学生全員を対象として外
部講師による安全教育を2
回実施した。
・ヒューマンエラーの専門家
(日本ヒューマンファクター
研究所垣本氏)を外部講師
として招聘し、「飛行安全と
ヒューマンファクター」をテー
マに、7月の安全月間に安
全教育を行った。
・運輸安全委員会航空事故
調査官を外部講師として、
役職員を対象に「航空事故
調査官から見た小型機の航
空事故」、「航空事故調査手
法を応用した安全活動」をテ
ーマに、学生を対象に「航空
事故調査官から見た最近の
航空事故等の教訓」をテー
マに1月に安全教育を行っ
t _c .
さらに、外部講師による安
全教育に加えて、学科首席
教官による「学生訓練とCR
M」についての講義を7月に
実施した。
また、各校においては、毎
月、安全委員会を開催する
とともに、総合安全推進会
議の主導により9月以降原
則毎月3校合同の安全委員
会を開催し、意見交換、情
報共有等を行った。
18

│ ・【平成 25 事業年度業務実	
積報告書] P17~P20	
平成23年度から実施してい	
る対策について着実に実施	
し定着を図るとともに、12月	
に公表された運輸安全委員	
会の事故調査報告書の内	
容及び勧告を踏まえて安全	
文化の構築を含めた更なる	
安全対策を実施した。また、	
安全対策等を確実に実施し	
定着させるため、平成25年	
度末に中期計画を変更する	
とともに、平成26年度以降	
の年度計画に盛り込むこと	
とした。	
① 航空安全教育につい	
て、CRMを充実させるとと	
もに飛行開始前から学生へ	
の教育効果を高めることを	
目的として、飛行訓練開始	
前20時間、飛行訓練開始	
後40時間とするシラバスを	
開始した。	
また、安全管理システムを	
活用して、航空事故への予	
防意識の定着を図るととも	
に、2月をヒヤリハット・レポ	
一ト提出強化月間としてレ	
ポートの提出を奨励し、提	
出しやすい環境の整備に努	
めた。さらに、9月に、国内	
で飛行訓練を行う法政大学	
及び崇城大学とヒヤリハット	
情報の共有に関する協力協	
定を締結し、飛行訓練の安	
全性向上を図った。	
② 安全管理システム(SM	
S)のもと、安全運航の確保	
を業務運営上の最重要課 19	

題として位置付け、理事長	
のリーダーシップの下で策	
定された安全に関する基本	
方針に基づき、毎飛行前に	
おける健康状況の自己申告	
を強化した取り組みの継	
続、毎飛行後における訓練	
内容の調査等を通じた訓練	
機内の安全性リスクの把	
握・管理、空中衝突の防止	
等安全運航に寄与する機器	
の搭載の可能性の検討等	
も盛り込んだ安全業務計画	
を作成し実施した。	
③ 総合安全推進会議にお	
いて各校の安全監査プログ	
ラムを策定し、当該計画に	
従って、2月に各校の安全	
監査を実施した。	
また、1月に国土交通省	
航空局による安全監査を受	
検し、勧告を踏まえた安全	
対策の取組状況について確	
認を受けた。	
④ 以下のとおり、役職員及	
び学生を対象として外部講	
師による安全教育を年2回	
実施した。	
・7月の航大安全月間に、	
航空会社の現役パイロット	
を招聘し、「航空安全システ	
ムとパイロットに求められる	
もの」をテーマに行った。	
・3月に、国土交通省航空	
局航空事業安全推進官を	
招聘し、「航空安全情報」及	
び「航空安全プログラム」を	
テーマに行った。	
加えて、学生に対する教育	
の一環として以下の講演を	
実施した。	
20	

・航空機製造メーカーによ る「航空機戦略」及び「将来	
「加上版製品」及び「行木	
の航空市場予測」	
・航空大学校卒業生により	
る「卒業生が語る操縦の心」	
また、各校においては、安	
全委員会を毎月開催すると	
ともに、合同安全委員会を5	
回開催し、各校の情報共有	
を深めた。	
・【平成26事業年度報告書】	
安全運航の確保を業務	
運営上の最重要課題として	
守し、また、安全意識を高め	
ていくような安全文化を構築	
し、航空事故・重大インシデ	
ントO件を達成するために以	
下の事項を行った。	
①航空安全プログラム(SS	
P)に基づき、次に掲げる取	
り組みを実施し、航空事故	
その他の航空の安全運航 その他の航空の安全運航 日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	
に影響を及ぼす事態を未然	
に防ぎ、もってその安全の	
確保を図った。	
イ 安全指標及び安全目標	
値について、以下のとおりで	
あった。	
1) 航空事故・重大インシデ	
ント件数は0件であった。	
2)イレギュラー運航件数	
は、総飛行時間14509時	
間に対して8件発生してお	
り、10000時間あたり5. 5	
1件であった。	
3)安全教育受講回数:7月	
と3月に外部講師により各	
1回ずつ年間で2回実施	
した。	
21	

4) 役員、教官又は実科首	
次席教官(経験者含む)に	
よる教官オブザーブは教	
官1人に対して年に2回実	
施した。(教官によっては	
3回以上実施した。)	
5) ヒヤリハット報告は年間	
で32件の報告があった。	
ロ 理事長のリーダーシップ	
の下で現行の安全管理シス	
テム(SMS)の強化を図り、	
安全目標の達成度や安全	
対策の実施状況について、	
総合安全推進会議において	
半期毎に把握・分析を行	
い、必要な改善点等の検討	
を行ったうえで、安全に関す	
る取り組み目標の再設定を	
行った。	
SMSの一環として策定さ	
れた安全に関する基本方針	
に基づき、公正な文化(JU	
ST CULTURE)の定着を	
図るため、安全に関する基	
本方針を掲示板等に掲載	
し、また公正な文化(JUST	
CULTURE)を含め安全に	
関する基本方針カードを教	
職員及び学生全員に配布し	
た。また、安全業務計画を	
作成し実施した。	
組織内の適切な意思の	
疎通及び安全情報の共有	
のため、各校において学生	
をオブザーバに加えた上で	
- 安全委員会を毎月1回実施	
した。また、各校間の情報	
共有等を深めるため三校合	
同の安全委員会を原則月	
に1回開催した。	
7月を航大安全月間として、	
22	
	

トレリン…」 却什の北本 恒	
ヒヤリハット報告の教育・奨	
励や安全教育など、安全の	
ための取り組みを集中して	
行った。	
ハ 公正な文化(JUST C	
ULTURE)の定着を図る	
ことにより、報告する文化	
を確立し、義務報告につ	
いて引き続き実施した。ま	
た、航空安全情報自発報	
告制度(VOICES)の周知	
など、ヒヤリハット報告等	
の教育・啓発を進めること	
で自発報告制度の確立を	
図った。また、必要に応じ	
て国土交通省等に報告し	
<i>t</i> =。	
ニ 組織全体の安全意識の	
更なる向上を図るために	
学識経験者、航空事故調	
査官等の外部講師による	
役員及び職員への安全教	
育を2回実施した。また航	
空大学校内部において	
も、役員又は管理職員か	
ら職員への安全教育及び	
法令等規則の遵守に関す	
る指導については、学生	
の入校時に合わせて年間	
4回実施した。	
アサーション(注意喚起)	
がしやすい雰囲気作りに	
ついては、学生から理事	
長へ直接提出するアンケ	
一ト等により教官に対して	
の個別指導を行うなどの	
取り組みを強化した。	
日本航空機操縦士協会	
等が主催する外部研修や	
安全推進のための取組へ	
積極的に参加した。	
23	

事 # の ヨ 椊 ≠ 図 ル * ↓		
事故の記憶を風化させ		
ないための事故関連資料		
を常時閲覧が可能とし、		
入校時等での資料の回覧		
及び慰霊祭等を実施し		
/ <u>-</u> .		
整備委託先等に対して		
は安全監査等を通じて安		
全教育実施の指導・監督		
を行った。		
訓練機の安全運航の		
確保について、外国の国		
立操縦士養成機関の安		
全対策等の調査を行い、		
調査結果を報告書として		
取りまとめているところ。		
②学生に対する安全教育を		
飛行訓練に移行する前か		
ら開始した。		
過去の事例から航空事		
故とCRMについて教授す		
るなど、航空安全につい		
ての教育を、飛行訓練開		
始前20時間、飛行訓練		
開始後40時間実施した。		
特に飛行訓練開始前から		
のCRMについての教育		
を充実させただけでなく、		
飛行訓練におけるTEMの		
実践の強化も図った。		
また、公正な文化(JUS		
T CULTURE)に基づく		
安全風土を醸成するよう		
に努めた。その上で、安		
全管理システム(SMS)		
の適切な機能を図り、航		
空事故への予防意識の		
定着を図るとともに、アン		
ケートの内容を充実させ		
るなど、学生から教育に		
関する意見や要望等の収		
	0.4	

25 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15	
集・分析を行い、安全教育	
に反映する取り組みを強	
化した。	
③ 実機訓練における教育	
の実態をより正確に把握	
するために、既に一部で	
導入しているICレコーダ	
一については効果や課題	
を確認し、必要に応じ改	
善を図るとともに、検討の	
上、全機での運用を開始	
した。	
また、学生からのアン	
ケートに基づき、適切な改	
善を進めるとともに、より	
効果的な方策の導入を検	
討した。次年度以降は紙	
媒体だけでなくメール等の	
ウェブでも提出可能とし	
<i>t</i> =。	
さらに、役員、教頭又は	
実科首次席教官(経験者	
を含む)による教育オブザ	
ーブを充実・強化させ、担	
当教官に対する教育方法	
等に関するアドバイス等を	
的確に行う体制を充実さ	
せた。	
学生への教育の質の	
向上、平準化を図るため、	
毎月開催する教官会議に	
おいて指導方法等に関す	
る意見交換等を推進する	
とともに、教官採用に当た	
っての適正の確認方法及	
び採用後の教育方法につ	
いて見直し、一層の強化	
を図った。	
機内ビデオカメラの設	
置の可能性について調査	
を行い、操縦時の視野の	
25	

確保や訓練中に学生が上		
空で座席を入れ替わる際		
の障害にならない等の条		
件により設置箇所が機体		
後方に限定されるため画		
像検証の手法としては不		
十分であるため、設置に		
ついては当面見合わせる		
こととした。		
宮崎フライト課程と帯広		
フライト課程における訓練		
機について、安全性が強		
化された新型機への更新		
について必要な性能及び		
保守体制等を取り纏め		
た。		
④総合安全推進会議にお		
いて安全監査プログラム		
を策定し、訓練機の運航		
に係る安全監査を1回実		
施するとともに、自己監査		
としての安全総点検を2		
回実施した。 また、航空		
大学校全体にかかる安全		
管理体制が適切に機能し		
ているか航空局による安		
全監査を4回受検した。		
・【平成27事業年度報告書】		
安全運航の確保を業務運		
営上の最重要課題として位		
置付け、法令・規則を遵守		
し、また、安全意識を高めて		
いくような安全文化を構築		
し、航空事故・重大インシデ		
ントO件を達成するために以		
下の事項を行った。		
【資料1-9】		
i I	1	

①航空安全プログラム(SS
P)に基づき、次に掲げる取
り組みを実施し、航空事故
その他の航空の安全運航
に影響を及ぼす事態を未然
に防ぎ、もってその安全の
確保を図った。
イ 安全指標及び安全目標
値について、以下のとおりで
あった。
1) 航空事故・重大インシデ 3.1 (# ## t/- 2 /# or # = # 1 1 1 1 1 1 1 1 1
ント件数は0件であった。
2)イレギュラー運航件数
は、総飛行時間14,365時
間に対して6件発生してお
り、10000時間あたり4. 1
7件であった。
3)安全教育受講回数:7月
と3月に外部講師により各1
回ずつ年間で2回実施し
<i>t</i> =。
4)役員、教官又は実科首
次席教官(経験者含む)によ
る教官オブザーブは(教官1
人に対して)年に4.9回実
施した。
5) ヒヤリハット報告は年間
で38件の報告があった。
ロ理事長のリーダーシップ
の下で現行の安全管理シス
テム(SMS)の強化を図り、
安全目標の達成度や安全
対策の実施状況について、
総合安全推進会議において
半期毎に把握・分析を行
い、必要な改善点等の検討
を行ったうえで、安全に関す
る取り組み目標の再設定を
行った。
SMSの一環として策定され
た安全に関する基本方針に
27

基づき、公正な文化(JUST	
CULTURE)の定着を図る	
ため、安全に関する基本方	
針を掲示板等に掲載し、ま	
た公正な文化(JUST CU	
LTURE)を含め安全に関す	
る基本方針カードを教職員	
及び学生全員に配布した。	
また、安全業務計画を作成	
し実施した。	
【資料1-10】	
組織内の適切な意思の疎	
通及び安全情報の共有の	
ため、各校において学生を	
オブザーバに加えた上で安	
全委員会を毎月1回実施し	
た。また、各校間の情報共	
有等を深めるため三校合同	
の安全委員会を原則月に1	
回開催した。	
7月を航大安全月間として、	
ヒヤリハット報告の教育・奨	
励や安全教育など、安全の	
ための取り組みを集中して	
行った。	
ハ 公正な文化(JUST C	
ULTURE)の定着を図るこ	
とにより、報告する文化を確	
立し、義務報告について引	
き続き実施した。また、航空	
安全情報自発報告制度	
(VOICES)の周知など、ヒヤ	
リハット報告等の教育・啓発	
を進めることで自発報告制	
度の確立を図った。また、必	
要に応じて国土交通省等に	
報告した。	
ニ 組織全体の安全意識の	
更なる向上を図るために学	
識経験者、航空事故調査官	
等の外部講師による役員及	
識経験者、航空事故調査官	

び職員への安全教育を2回	
実施した。また航空大学校	
内部においても、役員又は	
管理職員から職員への安	
全教育及び法令等規則の	
遵守に関する指導について	
は、年間4回実施した。	
アサーション(注意喚起)	
がしやすい雰囲気作りにつ	
いては、学生から理事長へ	
直接提出するアンケート等	
により教官に対しての個別	
指導を行うなどの取り組み	
を強化した。	
日本航空機操縦士協会	
等が主催する外部研修や	
安全推進のための取組へ	
積極的に参加した。	
事故の記憶を風化させ	
ないよう事故関連資料を展	
示する「安全教室」(仮称)を	
設置に向けて準備を進め	
<i>t</i> =。	
整備委託先等に対して	
は安全監査等を通じて安全	
教育実施の指導・監督を行	
った。	
②学生に対する安全教育を	
飛行訓練に移行する前から	
開始した。	
過去の事例から航空事	
故とCRMについて教授する	
など、航空安全についての	
教育を、飛行訓練開始前2	
O時間、飛行訓練開始後40	
時間実施した。特に飛行訓	
練開始前からのCRMにつ	
いての教育を充実させただ	
けでなく、飛行訓練における	

エロルの中壁のみ化土図。	
TEMの実践の強化も図っ	
t	
また、公正な文化(JUS	
T CULTURE)に基づく安	
全風土を醸成するように努	
めた。その上で、安全管理	
システム(SMS)の適切な	
機能を図り、航空事故への	
予防意識の定着を図るとと	
もに、アンケートの内容を充	
実させるなど、学生から教	
育に関する意見や要望等の	
収集・分析を行い、安全教	
育に反映する取り組みを強	
化し <i>た</i> 。	
③ 実機訓練における教育	
の実態をより正確に把握す	
るために、既に一部で導入	
しているICレコーダーにつ	
いては効果や課題を確認	
し、必要に応じ改善を図ると	
ともに、検討の上、全機での	
運用を開始した。	
また、学生からのアンケート	
に基づき、適切な改善を進	
めるとともに、より効果的な	
方策の導入を検討した。今	
年度は紙媒体だけでなくメ	
ール等のウェブでも提出可	
能とした。	
さらに、役員、教頭又は実	
科首次席教官(経験者を含	
む)による教育オブザーブを	
充実・強化させ、担当教官	
に対する教育方法等に関す	
るアドバイス等を的確に行う	
体制を充実させた。	
学生への教育の質の向上、	
平準化を図るため、毎月開	
催する教官会議において指	
導方法等に関する意見交換	
等力法等に関する思元文揆	

等を推進するとともに、教官	
採用に当たっての適正の確	
認方法及び採用後の教育	
方法について見直し、一層	
の強化を図った。	
④総合安全推進会議にお	
いて安全監査プログラムを	
策定し、訓練機の運航に係	
る安全監査を1回実施する	
とともに、自己監査としての	
安全総点検を2回実施し	
た。 また、航空大学校全体	
にかかる安全管理体制が	
適切に機能しているか航空	
局による安全監査を3回受	
検した。	

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1—4	私立大学等の民間養成機関への協力		
関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠(個別法	独立行政法人航空大学校法(平成 11 年法律第 215 号) 第十一条
		条文など)	
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュ	
		_	

主要な経年デ													
①主要なアウ	ウトプット(アウトカ ュ	ム)情報						②主要なインプット情報の	対務情報及び)	人員に関する情報	报)		
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度

注)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 					
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
	操縦士の養成におけ	航空機操縦士の養		以下のとおり、私立大学と	評定:B
	る民間参入の拡大の	成における民間参入		操縦士養成に関する協力協	今年度までの年度計画を着実
	ため、私立大学等の	の拡大のため、操縦		定を締結し、CRM 等の座学	に実施している。
	民間操縦士養成機関	士養成に係る標		資料の共同作成を行った・	また、独立行政法人評価制度
	における操縦士の養	準的な教材や教育・		・東海大学∶平成 24 年2月	委員会による評定結果は平成
	成が安定的になされ	訓練内容(シラバス)		·桜美林大学	23 年度: A、平成 24 年度: A、平
	るように、学科及び実	の提供、標準的な教		: 平成 24 年 10 月	成 25 年度 A であり、平成 26 事
	技に関する標準とな	授方法に関する指導		・法政大学: 平成 24 年 12 月	業年度の主務大臣による評価
	るような教材の作成、	及び事故防止対策、		•崇城大学	結果は B であり、平成 27 事業
	大学校が保有する訓	安全管理システム(S		: 平成 25 年 10 月	年度の自己評価は B としてい
	練ノウハウの提供等	MS)整備の指導等を		•第一工業大学	る。
	により、民間操縦士	通じ、私立大学等の		: 平成 25 年 12 月	これらのことからBと評価する。
	養成機関への技術支	民間操縦士養成機関		•千葉科学大学	
	援を着実に実施する	への技術支援を着実		: 平成 26 年3月	
	こと。	に実施する。			
				また、平成25年9月に法政	

大学及び崇	学城大学とヒヤリ
ハット情報の	最の共有に関する というというというというというというというというというというというというというと
協力協定を組	を締結し、飛行訓
練の安全性原	性向上を図った。
さらに、平成	- 成 26 年度には航
	士連絡協議会及
で同協議会V	会WGにおいて、
	校の訓練における
	等の支援を行うべ
)訓練オブザーブ
	ついて提案を行
	27 年度には、日本
	校(9月)及び東海
	l)に対して各1回
スチベガバ	

1. 当事務及び事業に関する基	1. 当事務及び事業に関する基本情報							
1—5	航空技術安全行政への技術支援機能の充実							
関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠(個別法	独立行政法人航空大学校法(平成 11 年法律第 215 号) 第十一条					
		条文など)						
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュ						
		_						

2. 主要な経年データ ①主要なアウトプット(アウトカム)情報 ②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報) 基準値 指標等 達成目標 23年度 24年度 27年度 25年度 26年度 25年度 26年度 23年度 24年度 27年度 (前中期目標期間 最終年度値等)

注)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3.	中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務	実績・自己評価	主務大臣に	よる評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)			
	① 大学校の保有す	① 国の操縦職員等		① 各年度において、国の	評定:B					
	る教育機材及び教育	の技量保持訓練、資		航空従事者試験官の技	今年度までの年度計画を着実					
	施設等を活用し、国	格取得訓練等に適切		量保持訓練及び特定操	に実施している。					
	の操縦職員等に対す	に対応する。		縦技能審査を受託し、	また、独立行政法人評価制度					
	る訓練を実施するこ			訓練を実施した。	委員会による評定結果は平成					
	٤.				23 年度: A、平成 24 年度: A、平					
					成 25 年度 A であり、平成 26 事					
	② 航空技術安全行	② 国土交通省との		②乗員養成や航空安全に	業年度の主務大臣による評価					
	政のニーズに即した	連携をより強化すると		関して、随時、国土交通	結果は B であり、平成 27 事業					
	調査・研究機能を充	ともに、乗員養成や		省と意見交換を行った。ま	年度の自己評価は A としてい					
	実すること。	航空安全に関す		た、海外のパイロット養成	る。					
		る調査・研究等の業		機関等に対して航空大学	これらのことからBと評価する。					
		務を通じて得られる		校の施設見学を実施する						
		知見及び技術力等を		等、航空技術安全行政へ						
		航空技術安全行		の支援を行った。						
		政における規制/基								

準の策定や評価の場	② 交通政策審議会航空	
ヘフィードバックする	分科会基本政策部会技	
機能の充実を	術·安全部会乗員政策	
図る。	等検討合同小委員会に	
	おける検討を踏まえ、年	
	間72名の操縦士を養	
	成し、操縦士の安定的	
	な供給源としての中心	
	的な役割を果たした。ま	
	た、平成26年度・27年	
	度にはには全日本空輸	
	株式会社より操縦士訓	
	練及び教官の教育証明	
	に関する訓練を以下の	
	通り受託した。	

1. 当事務及び事業に関する基	1. 当事務及び事業に関する基本情報								
1—6	成果の活用・普及								
関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠(個別法	独立行政法人航空大学校法(平成 11 年法律第 215 号) 第十一条						
		条文など)							
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュ							
		_							

2. 主要な経年データ

①主要なアウトス	プット(アウトカム))情報				②主要なインプット情報(財務情報及びん	人員に関する情	報)				
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
航空教室実施	各年度4回程		4回	4回	4回	4回	4回						
回数(計画値)	度												
航空教室実施			5回	16回	19回	25回	15回						
回数(実績値)													
達成度			125%	400%	475%	625%	375%					,	
市民航空講座実	各年度2回程		20	20	2回	2回	2回						
施回数(計画値)	度												
市民航空講座実			4回	9回	8回	9回	16回						
施回数(実績値)													
達成度			200%	450%	400%	450%	800%						

注)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務	実績·自己評価	主務大臣に	よる評価
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
航空大学校が実施す	従来から実施して		·【平成 23 事業年度業務実	評定:B		
る操縦訓練への理解	いる「空の日」行事の		績報告書】P24~P25	平成 23 年度においては、東日		
及び将来を担う操縦	他に地域の教育委員		平成23年度においては、	本大震災等の影響もあり、「空		
士の確保に向けた取	会等との調整を行		東日本大震災等の影響も	の日」イベントは実施できなか		
り組みとして、航空思	い、校外学習の一環		あり、「空の日」イベントは実	った。一方で平成 24 年度以降		
想の普及・啓発のた	として小・中・高生を		施できなかった。	は年度計画を着実に実施し、		
めの行事を開催する	対象とした「航空教		また、以下のとおり、航空	従前の取組を超えるべく航空		
こと。	室」を年間4回程度開		教室及び市民航空講座を	思想の普及、啓発を図ってきた		
	催するとともに、あわ		実施し、航空思想の普及、	ところ。		
	せて地域住民への航		啓発を図った。	また、独立行政法人評価制度		
	空思想の普及、啓発		【航空教室】	委員会による評定結果は平成		
	を図るため市民航空		宮崎本校∶3回	23 年度:B、平成 24 年度:A、平		

講座を年間2回程度	帯広分校∶2回	成 25 年度 A であり、平成 26 事	
実施する。	【市民航空講座】	業年度の主務大臣による評価	
	宮崎本校∶2回	結果は A であり、平成 27 事業	
	帯広分校∶2回	年度の自己評価は A としてい	
		る。	
	・平成 24 年度以降は、各校		
	にて「空の日」行事を実施す	これらのことからBと評価する。	
	るとともに、校外学習の一		
	環として、「航空教室」及び		
	「市民航空講座」を実施し、		
	航空思想の普及、啓発に努		
	めた。		

1. 当事務及び事業に関する基	1. 当事務及び事業に関する基本情報								
1—7	内部統制の充実・強化								
関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠(個別法	独立行政法人航空大学校法(平成 11 年法律第 215 号) 第十一条						
		条文など)							
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュ							
		_							

2. 主要な経年データ ①主要なアウトプット(アウトカム)情報 ②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報) 指標等 達成目標 基準値 26年度 23年度 24年度 25年度 26年度 27年度 23年度 24年度 25年度 27年度 (前中期目標期間 最終年度値等) 予算額(千円) 決算額(千円) 経常費用(千円) 経常利益(千円) 行政サービス実施コスト (千円)

注)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中期目標期間の業務に	中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務	実績·自己評価	主務大臣に	よる評価			
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)			
内部統制について	法令遵守の徹底及び		各年度において監事によ	評定:B					
は、内部評価委員会	内部統制の強化は安		る業務監査を実施した。内	今年度までの年度計画を着実					
への外部委員の参画	全を確保する上で極		部評価委員会においては、	に実施している。					
を図るなど、情報セキ	めて重要であることに		外部委員として宮崎公立大	また、独立行政法人評価制度					
ュリティ対策を含め、	鑑み、法令遵守及び		学辻教授に参画頂いた。	委員会による評定結果は平成					
更に充実・強化を図	内部統制の監査の実		コンプライアンス研修を担	23 年度: A、平成 24 年度: A、平					
ること。	施の強化や、内部評		当役職員が受講し、その研	成 25 年度 A であり、平成 26 事					
	価委員会への外部委		修内容を全職員に周知し	業年度の主務大臣による評価					
	員の参画を図るな		た。	結果は B であり、平成 27 事業					
	ど、情報セキュリティ		また、平成 25 年度から平	年度の自己評価は B としてい					
	対策を含めた内部統		成 27 年度は内閣官房情報	る。					
	制・ガバナンスの強		セキュリティセンター及び独	これらのことからBと評価する。					
	化に向けた体制整備		立行政法人情報処理推進						
	を推進するとともに、		機構が主催した情報セキュ						

役職員等のコンプラ	Jティ勉強会総務省行政管
イアンス意識の向上	理局が主催した情報公開・
を図る。	固人情報保護担当者連絡
	議に担当者を参加させると
	ともに、これらのセミナー等
	の内容を踏まえ、情報セキ
	ュリティ対策について周知
	徹底を図った。

1. 当事務及び事業に関する基	1. 当事務及び事業に関する基本情報						
2—1	組織運営の効率化						
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する研究開発評価、政策評価・					
		行政事業レビュー					

2. 主要な経年データ	主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
常勤職員削減数(計画値)	3 名	_	3名	3名	3名	3 名	3名		
常勤職員削減数(実績値)	_	3 名	3名	3 名	3 名	3 名	3 名		

3.	. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績	请·自己評価	主務大臣によ	る評価		
				業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)		
	事業全般の精査・見	事業全般の精査・見		運航支援業務、整備業務及び	評定:B				
	直しを行い、効率的	直しを行い、効率的		管理業務のそれぞれについて、	今年度までの年度計画を着				
	な運営体制を確保し	な運営体制を確保し		①及び②に示すような業務の見	実に実施している。				
	つつ、以下の措置を	つつ、以下の措置を		直しを図り、効率化を段階的に	また、独立行政法人評価制				
	講ずることにより、職	講ずることにより、職		推進して常勤職員数を削減し	度委員会による評定結果は				
	員の削減を含めた事	員の削減を含めた事		<i>t</i> =.	平成 23 年度:A、平成 24 年				
	業運営の合理化・適	業運営の合理化・適			度:A、平成 25 年度 A であり、				
	正化を図ること。	正化を図ること。			平成 26 事業年度の主務大臣				
					による評価結果は B であり、				
	① 整備業務の更な	①運航支援業務(整		① 整備業務について、部品管	平成 27 事業年度の自己評価				
	る民間委託等を推進	備業務、運航管理業		理の維持管理等を請負業者	はBとしている。				
	すること。	務)の民間委託等を		へ委託することにより、業務	これらのことから B と評価す				
	② 運航管理業務の	引き続き図る。		の簡素化を図った。	る。				
	民間委託等を推進す			また、運航管理業務につい					
	ること。			て、引き続き契約職員を活用					
				した。					
	③ 管理業務の精査・	②事業運営の合理		② 平成 26 年度からの新たな					
	見直しを行い、管理	化・適正化を図ること		管理業務体制において、両					
	部門の簡素化を図る	により、管理業務の		分校の総務課業務に係る案					

こと。	精査見直しを実施す	件は本校総務課・会計課に	
	る。	直ちに報告され、重要な案	
		件は本校で速やかに検討す	
		ることとした。	

1. 当事務及び事業に関する基	1. 当事務及び事業に関する基本情報							
2—2	人材の活用							
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する研究開発評価、政策評価・						
		行政事業レビュー						

2. 主要な経年データ	主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
職員に対する人事交流 比率	10%程度	_	23%	22. 4%	16. 4	27. 7%	9. 2%	

3.	中期目標期間の業務に	系る目標、計画、業務実	績、中期目標期間評価に係る自	自己評価及び主務大臣による評価			
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
	操縦士養成業務に必	エアラインパイロット	職員数に対する人事交流比	エアラインパイロットの養成に	評定:B		
	要な役職員を確保す	の養成に必要な役職	率	必要な役職員を確保するととも	今年度までの年度計画を着		
	るとともに、国または	員を確保するととも		に、各事業年度において職員の	実に実施している。		
	大学、民間等との人	に、内部組織の活性		約 14%~28%(年平均 22%程	また、独立行政法人評価制		
	事交流を促進するこ	化を図り、業務運営		度)について、国との人事交流を	度委員会による評定結果は		
	とにより、内部組織の	の効率化を推進する		行い、内部組織の活性化を図	平成 23 年度:A、平成 24 年		
	活性化を図り、効率	ため、各事業年度に		り、運営の効率化を推進した。	度:A、平成 25 年度 A であり、		
	的な業務の運営を推	おいて職員の約1			平成 26 事業年度の主務大臣		
	進すること。	0%程度について、国		·平成 23 年度 約 23%(25 名)	による評価結果は B であり、		
		または大学、民間等		·平成 24 年度 約 22%(24 名)	平成 27 事業年度の自己評価		
		と人事交流を行う。		•平成 25 年度 約 14%(15 名)	は B としている。		
				·平成 26 年度 約 28%(28 名)	これらのことから B と評価す		
				·平成 27 年度 約 9.2% (9 名)	る。		

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など、必要に応じて欄を設け記載)

業務実績等報告書様式1-2-4-2 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項)様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報							
2—3	業務運営の効率化						
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する研究開発評価、政策評価・					
		行政事業レビュー					

評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費(年度計画 額)(千円)		-	142,874	138,588	134,430	133,923	129,973	679,788
一般管理費(年度実績 額)(千円)		-	181,429	142,881	142,741	148,171	221,333	836,555
上記削減率	中期目標期間に見 込まれる経費総額 を初年度経費に5を 乗じた額の6%程度 に抑制する。							
達成度								
業務経費(年度計画額)		_	1,028,122	1,017,841	1,007,662	1,111,725	1,193,116	5,358,466
業務経費(年度実績額)		-	825,246	1,208,061	1,122,655	1,106,261	1,421,569	5,683,792
上記削減率	中期目標期間に見 込まれる経費総額 を初年度経費に5を 乗じた額の2%程度 に抑制する。							
達成度								

3.	3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価		

		業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
これまで以上、より		①教育・訓練業務の効率化	評定:B		
一層の合理化・適正		イ 平成23年度から宮崎学科	今年度までの年度計画を着		
化・質の向上に向け		課程において開始した新シラ	実に実施している。		
た取り組みを推進す		バスによる学科教育を継続し	また、独立行政法人評価制		
ること。		た。新シラバスにおいては、教	度委員会による評定結果は		
① 教育・訓練業務の		育時間を510時間から561時	平成 23 年度:A、平成 24 年		
効率化	① 教育・訓練業務の	間に増加し、気象の実践的な	度:S、平成 25 年度 S であり、		
現行の養成期間	効率化	解析、次世代の航法方式等の	平成 26 事業年度の主務大臣		
(2年間)を維持し	現行の養成期間(2	内容を充実させ、質の向上を	による評価結果は B であり、		
つつ、学科教育科	年間)を維持しつつ、	図った。その結果、新シラバス	平成 27 事業年度の自己評価		
目及び教育時間の	学科教育科目及び教	における期末試験の平均点は	は B としている。		
再編を行うととも	育時間の再編を行う	旧シラバスの平均点よりも引き	これらのことから B と評価す		
に、飛行訓練装置	とともに、飛行訓練装	続き高い傾向にあり、加えて、	る。		
の更なる活用によ	置の更なる活用によ	事業用操縦士の学科試験につ			
る効果的な実技教	る効果的な実技教育	いて、初回の受験での合格率			
育の充実を行うこ	の充実を行うことによ	を比較したところ、新シラバス			
とにより、教育・訓	り、教育・訓練の効率	の学生の方が高い合格率であ			
練の効率化及び適	化及び適正化を図る	る。			
正化を図ること。	こと。				
		ロ 仙台フライト課程の養成期間			
		を7ヶ月に短縮するシラバスを			
		平成23年度入学者(58回生 I			
		期)から開始した。			
		飛行訓練装置について、平			
		成25年6月に宮崎フライト課			
		程及び帯広フライト課程にお			
		ける訓練に新しく導入した。ま			
		た、仙台フライト課程において			
		は、従来の実機を中心とした			
		訓練内容を大胆に見直し、飛			
		行訓練装置を最大限活用する			
		こととし、平成 26 年5月に国			
		土交通省航空局に対して当該			
		内容を通知の上で、訓練及び			
		審査に飛行訓練装置をさらに			
		活用することとした。26・27年			
		度は更なる効率的な訓練とす			
		るため、シラバスを見直し、飛			
		行訓練装置の時間短縮を図っ			
		<i>t</i> =。			

		- かこの取り40 7.1- LU ++目の		
		これらの取り組みにより、技量の		
		質を維持しつつ、運航経費が削		
		減されるとともに、天候に影響さ		
		れない訓練が実施でき訓練の効		
		率化がなされた。		
②教育支援業務の効	②教育支援業務の効		 評定:B	
率化	率化	仙台分校に導入された双発訓練	今年度までの年度計画を着	
運用業務及び整備業	新技術等の活用を図	機(G58)の整備方式をCotinuing	実に実施している。	
務の場におけるITの	り運用業務及び整備	Care Inspection Guide (CCI方式)	また、独立行政法人評価制	
活用を一層推進する	業務の効率化を図	からShort Inspection Guide(SI	度委員会による評定結果は	
ことにより、教育支援	వ 。	方式)に移行完了し、評価の結	平成 23 年度:S、平成 24 年	
業務の効率化を図る		果整備工数が(9機合計で)約	度:A、平成25年度Sであり、	
こと。		4600工数、整備費役5800万円を	平成 26 事業年度の主務大臣	
		削減した。。	による評価結果は B であり、	
			平成 27 事業年度の自己評価	
			はBとしている。	
			これらのことから B と評価す	
			る。	
③ 一般管理費の縮	③ 一般管理費の縮	③ 一般管理費の縮減	評定:B	
減	減	各年度の一般管理費(人件費、	今年度までの年度計画を着	
一般管理費(人件	業務の効率化等によ	公租公課等の所要額計上を必	実に実施している。	
費、公租公課等の所	り一般管理費(人件	要とする経費及び特殊要因によ	また、独立行政法人評価制	
要額計上を必要とす	費、公租公課等の所	り増減する経費を除く。)につい	度委員会による評定結果は	
る経費及び特殊要因	要額計上を必要とす	て、あらかじめ削減の措置を図っ	平成 23 年度:A、平成 24 年	
により増減する経費	る経費及び特殊要因	た予算内で執行した。	度:A、平成 25 年度 A であり、	
を除く。)の縮減に努	により増減する経費	経費節減の余地については、予	平成 26 事業年度の主務大臣	
め、本中期目標期間	を除く。)について、本	算執行時にヒアリングを実施	による評価結果は B であり、	
中に見込まれる当該	中期目標期間中に見	するなど当該業務の必要性に	平成 27 事業年度の自己評価	
経費総額(初年度の	込まれる当該経費総	ついて、常に確認した上で適切	はBとしている。	
当該経費相当分に5	額(初年度の当該経	かつ適正に予算を執行した。	これらのことから B と評価す	
を乗じた額。)を6%	費相当分に5を乗じ		る。	
程度抑制すること。ま	た額。)を6%程度抑			
た、経費節減の余地	制する。また、経費節			
がないか自己評価を	減の余地がないか自			
厳格に行った上で、	己評価を厳格に行っ			
適切な見直しを行うこ	た上で、適切な見直			
と 。	しを行う。			
④ 業務経費の縮減	④ 業務経費の縮減	④ 業務経費の削減	評定:B	
業務経費(人件費、	業務の効率化等によ	各年度の業務経費(人件費、公	今年度までの年度計画を着	
公租公課等の所要額	り業務経費(人件費、	租公課等の所要額計上を必要と	実に実施している。	

計上を必要とする経	公租公課等の所要額	する経費及び特殊要因により	増また、独立行政法人評価制	
費及び特殊要因によ	計上を必要とする経	減する経費を除く。)につい	て 度委員会による評定結果は	
り増減する経費を除	費及び特殊要因によ	は、飛行訓練装置の活用や整	備 平成 23 年度:A、平成 24 年	
く。)の縮減に努め、	り増減する経費を除	方式の移行による業務の効率	化 度:A、平成 25 年度 A であり、	
本中期目標期間中に	く。)について、本中	を進めるとともに、収入金の充	当 平成 26 事業年度の主務大臣	
見込まれる当該経費	期目標期間中に見込	により東日本大震災により中	断 による評価結果は B であり、	
総額(初年度の当該	まれる当該経費総額	された訓練を取り戻しつつ、予	算 平成 27 事業年度の自己評価	
経費相当分に5を乗	(初年度の当該経費	内で執行した。	はBとしている。	
じた額。)を2%程度	相当分に5を乗じた		これらのことから B と評価す	
抑制すること。	額。)を2%程度抑制		る。	
	する。			
⑤教育コストの分析・	⑤教育コストの分析・	⑤ 教育コストの分析・評価	評定:B	
評価	評価	教育業務、教育支援業務及	び 今年度までの年度計画を着	
適切な教育コストの	教育業務及び教育	付帯業務に係る経費の区分・	把 実に実施している。	
把握・抑制に資する	支援業務等に係る	握を行い、経費の推移比較や	経 また、独立行政法人評価制	
ため、コスト構造の明	経費の分析・評価	費のコスト構造の推移など、教	育 度委員会による評定結果は	
確化を図ること。	を行い、教育コスト	コストの分析・評価を行った。	効 平成 23 年度:A、平成 24 年	
	とそれ以外のコスト	率的な業務運営を進めた結り	:、 度:A、平成25年度Aであり、	
	を区別・把握するこ	人件費や運航費の削減を実現	し 平成 26 事業年度の主務大臣	
	とにより、教育コス	た。	による評価結果は B であり、	
	トの抑制に努める。		平成 27 事業年度の自己評価	
			はBとしている。	
			これらのことから B と評価す	
			る。	
⑥契約の適正化の推	⑥契約の適正化の推	⑥ 契約の適正化の推進	評定:B	
進	進	各年度において契約監視委	員 今年度までの年度計画を着	
契約については、「独	「独立行政法人の契	会を開催し、一者応札・応募案	件 実に実施している。	
立行政法人の契約状	約状況の点検・見直	について報告し、当該委員会の	また、独立行政法人評価制	
況の点検・見直しに	しについて」(平成 21	アドバイスを受け、契約状況の	点 度委員会による評定結果は	
ついて」(平成 21 年	年 11 月 17 日閣議決	検、見直しを実施し、一者応札	案 平成 23 年度:A、平成 24 年	
11 月 17 日閣議決定)	定)に基づく取り組み	件の改善策を講じた。	度:A、平成25年度Aであり、	
に基づく取り組みを	を着実に実施し、契		平成 26 事業年度の自己評価	
着実に実施すること	約の適正化の推進及		B としている。	
により、契約の適正	び業務運営の効率化		平成 27 事業年度においても	
化を推進し、業務運	を図る。		年度計画を着実に実施するこ	
営の効率化を図るこ			ととしている。	
٤.			これらのことから B と評価す	
			る。	

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など、必要に応じて欄を設け記載)

業務実績等報告書様式1-2-4-2 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項)様式

1. 当事務及び事業に関する基	1. 当事務及び事業に関する基本情報							
3—1	・ 算・収支計画及び資金計画							
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する研究開発評価、政策評価・						
		行政事業レビュー						

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	平成23年度~平成27年度
	(中期計画額)	(予算額)						実績額合計
[予算]								
収入								
運営費交付金	10,334	4	2,304	2,012	1,985	2,113	1,847	10,261
施設整備費補助金	588	3	1,102	83	78	118	59	1,440
業務収入	3,492	2	505	628	851	985	951	3,920
計	14,413	3	3,912	2,724	2,914	3,216	2,857	15,623
支出								
業務経費	7,256	6	1,148	1,683	1,642	1,706	1,692	7,871
教育経費	7,256	6	1,148	1,683	1,642	1,706	1,692	7,871
人件費	5,394	4	1,138	913	935	861	956	4,803
施設整備費	588	3	1,102	83	78	118	59	1,440
一般管理費	1,176	6	243	221	223	247	271	1,205
計	14,413	3	3,631	2,900	2,878	2,932	2,978	15,319
[収支計画]								
費用の部	14,530	0	3,766	2,983	2,873	2,850	2,955	15,427
経常費用	14,530	ס	3,690	2,859	2,872	2,846	2,854	15,121
一般管理費	1,764	4	1,345	277	304	270	344	2,540
減価償却費	117	7	59	156	148	145	186	694
教育経費	7,256	6	1,148	1,429	1,404	1,489	1,369	6,839

人件費	5,394	1,138	912	934	860	955	4,799
財務費用	0	37	85	82	83	82	369
臨時損失	0	39	124	1	3	19	186
収益の部	14,530	3,642	2,962	2,856	2,824	3,030	15,314
運営費交付金収益	10,334	1,976	2,119	1,890	1,777	1,847	9,609
施設費収益	588	1,102	60	81	22	63	1,328
業務収益	3,492	505	597	851	985	951	3,889
資産見返運営費交 付金戻入	64	28	32	25	29	55	169
資産見返物品受贈 額戻入	0	1	3	1	1	1	7
資産見返寄附金戻 入	53	30	127	7	7	7	178
臨時収益	0	0	24	1	3	106	134
純利益	0	-27	-21	-17	-26	76	-15
総利益	0	-27	-21	-17	-26	76	-15
[資金計画]							
資金支出	14,413	3,686	3,095	2,853	2,951	2,723	15,308
業務活動による支出	13,826	2,528	2,638	2,674	2,737	2,553	13,130
投資活動による支出	588	1,102	338	78	118	59	1,695
財務活動による支出	0	55	119	101	96	111	482
次期中期目標の期間への繰越金	0	0	0	0	0	0	0
資金収入	14,413	3,911	2,806	2,914	3,216	3,079	15,926
業務活動による収入	13,826	2,810	2,739	2,836	3,098	3,020	14,503
運営費交付金による収入	10,334	2,304	2,012	1,985	2,113	1,847	10,261
業務収入	3,492	505	724	695	951	950	3, 825
その他の収入	0	0	3	156	34	1	194
投資活動による収入	588	1,102	67	78	118	59	1,424
施設整備費補助金	588	1,102	36	78	118	59	1,393
による収入							
その他の収入	0	0	31	0	0	0	31
財務活動による収入	0	0	0	0	0	0	0
				•	•	l l	

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価											
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績	漬·自己評価	主務大臣による評価						
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)					
運営費交付金を充当	別紙1のとおり		別紙1のとおり	評定:B		評定					

して行う事業につい	(集計中)	今年度までの年度計画を着	
ては、本中期目標に		実に実施している。	
定めた事項に沿った		また、独立行政法人評価制	
中期計画の予算を作		度委員会による評定結果は	
成し、当該予算によ		平成 23 年度:A、平成 24 年	
る運営を行うこと。		度:A、平成25年度Aであり、	
		平成 26 事業年度の主務大臣	
		による評価結果は B であり、	
		平成 27 事業年度の自己評価	
		は B としている。	
		これらのことから B と評価す	
		る。	

1. 当事務及び事業に関する基本情報							
3-2	件費削減の取り組み						
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)						

. 主要な経年データ												
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報				

3. 中期目標期間の業務に	係る目標、計画、業務実	績、中期目標期間評価に係る	自己評価及び主務大臣による評価			
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			
			業務実績	自己評価		
総人件費について	総人件費について			人件費削減の取り組みにつ		
は、「簡素で効率的な	は、「簡素で効率的な			いては、項目別調書4-7に		
政府を実現するため	政府を実現するため			記載。		
の行政改革の推進に	の行政改革の推進に					
関する法律」(平成1	関する法律」(平成1					
8年法律第47号)に	8年法律第47号)に					
基づく平成18年度か	基づく平成18年度か					
ら5年間で5%以上を	ら5年間で5%以上を					
基本とする削減等の	基本とする削減等の					
人件費に係る取組を	人件費に係る取組を					
平成23年度におい	平成23年度におい					
ても引き続き着実に	ても引き続き着実に					
実施するとともに、政	実施するとともに、政					
府における総人件費	府における総人件費					
削減の取組を	削減の取組を踏ま					
踏まえ、厳しく見直す	え、厳しく見直すもの					
こと。	とする。					
	なお、各事業年度毎					
	の削減計画にあたっ					
	ては、別紙2のとおり					
	とする。					

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
3—3	自己収入の拡大							
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する研究開発評価、政策評価・						
		行政事業レビュー						

2.	2. 主要な経年データ											
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)		24年度	25年度	26年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報			

3. 中期目標期間の業務に	係る目標、計画、業務実績	t、中期目標期間評価に係るE	自己評価及び主務大臣による評価		
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績	責·自己評価	
			業務実績	自己評価	
「独立行政法人の事	「独立行政法人の事		平成23年度より、大学校の訓	評定:B	
務・事業の見直しの	務・事業の見直しの		練の実施に直接必要となる経費	今年度までの年度計画を着	
基本方針」(平成22	基本方針」(平成22		(航空機のリース費、整備費、燃	実に実施している。	
年12月7日閣議決	年12月7日閣議決		料等)の一部を航空会社及び学	また、独立行政法人評価制	
定)等を踏まえ、航空	定)等を踏まえ、航空		生に負担してもらう仕組みを導入	度委員会による評定結果は	
会社及び学生が負担	会社及び学生が負担		し、平成27年度にはその負担割	平成 23 年度:A、平成 24 年	
する割合を平成23年	する割合を平成23年		合を2分の1(総経費の役3割程	度:A、平成25年度Aであり、	
度から増加させ、平	度から増加させ、平		度)まで引き上げた。	平成 26 事業年度の主務大臣	
成27年度までに大	成27年度までに大		また、平成26年度から航空会	による評価結果は A であり、	
学校の訓練の実施に	学校の訓練の実施に		社の負担額の算定方法が変更と	平成 27 事業年度の自己評価	
直接必要となる経費	直接必要となる経費		なったことを受け、航空会社と調	は B としている。	
の2分の1に相当す	の2分の1に相当す		整を行った。	これらのことから B と評価す	
る額(総経費の約3割	る額(総経費の約3割		さらに、航空会社及び国土交	る。	
程度)まで増加させる	程度)まで増加させ		通省航空局の訓練を受託するこ		
こと。その際、航空会	る。その際、航空会		とにより、自己収入の拡大を行っ		
社間の負担が公平な	社間の負担が公平な		<i>t</i> =.		
ものとなるような仕組	ものとなるような仕組				
みを導入すること。ま	みを導入する。また、				
た、平成28年度以降	平成28年度以降の				

のあり方について必	あり方について必要		
要に応じ検討する場	に応じ検討する場合		
合には適切に対応す	には適切に対応す		
ること。	る。		

1	当事務及び事業に関する	.其木 信 報									
4-		短期借入金の限度額									
	<u>'</u> 該項目の重要度、難易度		型 度及び難易度について記載)								
					I						
2.	主要な経年データ										
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値	1等、必要な情報	
			v≠	· ← ¬ ニエノπ ┱ «° ♪ マ৮ ↓ □							
3.		¹ たる日標、計画、乗務美 中期計画	績、中期目標期間評価に係る 主な評価指標等	1	D業務実績・自己評価						
	中朔口惊	中期計画	土仏計巡担保寺	業務実績	□ 計1Щ	自己評価					
				今中期期間は短期値	 昔り入れなし						
		事由に限り、資金不									
		足となる場合におけ									
		る短期借入金の限度									
		額は、500百万円と									
		する。									

4. その他参考情報

4-2	
2. 主要な経年データ 評価対象となる指標 達成目標 基準値 (前中期目標期間最終 年度値等) 23年度 24年度 25年度 26年度 27年度 (参考情報) 当該年度までの累積値等、必	
評価対象となる指標 達成目標 基準値 (前中期目標期間最終 年度値等) 23年度 24年度 25年度 26年度 27年度 (参考情報) 当該年度までの累積値等、必	
評価対象となる指標 達成目標 基準値 (前中期目標期間最終 年度値等) 23年度 24年度 25年度 26年度 27年度 (参考情報) 当該年度までの累積値等、必	
(前中期目標期間最終年度値等) 当該年度までの累積値等、必年度値等)	
3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	必要な情報
3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中期目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
業務実績自己評価	
該当無し	
ᇫᄼᄱᄼᆇᆇᄹᅺ	
4. その他参考情報	
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など、必要に応じて欄を設け記載)	

z = 1	
4-3 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	
当該項目の重要度、難易度 (必要に応じて重要度及び難易度について記載)	

2.	. 主要な経年データ											
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	23年度	24年度	24年度	25年度	26年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報			

3	中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価										
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価							
				業務実績	自己評価						
		市道(宮崎市)拡張に		平成23年度に、計画どおり市道	評定:B						
		伴い、隣接する同校		(宮崎市)拡張に伴い、隣接する	当初の計画どおり処分を行っ						
		用地の処分を行う。		航空大学校宮崎本校土地の一	たことからBと評価する。						
		(財産処分の内容)		部(664.21 ㎡)を約16百万円で							
		航空大学校土地		宮崎市に売り払い、処分した。							

4. その他参考情	報
-----------	---

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
4-4	剰余金の使途							
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)							

2.	2. 主要な経年データ										
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報		

3. 中其	期目標期間の業務に	係る目標、計画、業務実	績、中期目標期間評価に係る	自己評価及び主務大臣による評価				
中	期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価				
				業務実績	務実績 自己評価			
		① 入学希望者数の		特になし				
		増加策に要する費用						
		② 養成の向上に資						
		する調査・研究及び						
		航空技術安全行政に						
		資するための調査・						
		研究の実施						
		③ 効果的な養成を						
		行うための教育機材						
		の購入						
		④ 運航管理業務の						
		充実を図るための業						
		務支援機器の購入						

	7	\sim	طالا	4		≠	±г
4.	そ	J)	IIIJ.	麥	吞	1百	豣

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
4—5	施設・設備に関する計画							
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する研究開発評価、政策評価・						
		行政事業レビュー						

2.	2. 主要な経年データ											
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報			

中期目標期間の業務に	中期計画	 主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
1 797 11 124	17711111	T 0.11 Im 11 17 (1	業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)	
大学校の目的の確実	別紙2のとおり		各年度において、中期計画通り				
な達成のため、必要			に各種整備を実施し、教育環境	今年度までの年度計画を着			
となる施設及び設備			の充実、利便性の向上を図って	実に実施している。			
に関する整備計画を			いる。	また、独立行政法人評価制			
策定すること。				度委員会による評定結果は			
				平成 23 年度:A、平成 24 年			
				度:A、平成25年度Aであり、			
				平成 26 事業年度の主務大臣			
				による評価結果は B であり、			
				平成 27 事業年度の自己評価			
				は B としている。			
				これらのことから B と評価す			
				る。			

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基	基本情報		
4—6	保有資産の検証・見直し		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する研究開発評価、政策評価・	
		行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ 評価対象となる指標 達成目標 基準値 (前中期目標期間最終 年度値等) 23年度 24年度 25年度 26年度 27年度 (参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 中期目標 中期計画 主な評価指標等 法人の業務実績・自己評価 主務大臣による評価 自己評価 (見込評価) (期間実績評価) 業務実績 保有資産について 保有資産について 保有資産の必要性については、 | 評定:B は、引き続き、資産の は、引き続き、その利 見直しを行い、必要性のないも一今年度までの年度計画を着 用度のほか、本来業 のはなかった。引き続き、適時利 実に実施している。 利用度のほか、本来 業務に支障がない範|務に支障がない範囲 用実態を把握し、将来に渡り業 また、独立行政法人評価制 囲での有効利用可能│での有効利用の可能 務を確実に実施するうえで、保有 度委員会による評定結果は 性、経済合理性など|性、経済合理性など の必要性を検証する。 平成 23 年度:A、平成 24 年 の観点に沿って、その観点に沿って、そ 度:A、平成25年度Aであり、 の保有の必要性につしの保有の必要性につ 平成 26 事業年度の主務大臣 いて不断に見直しをしいて不断に見直しを による評価結果は B であり、 行うとともに、見直し一行うとともに、見直し 平成 27 事業年度の自己評価 結果を踏まえて、大│結果を踏まえて、大 はBとしている。 学校が保有し続ける│学校が保有し続ける これらのことから B と評価す 必要がないものにつ 必要がないものにつ る。 いては、支障のないしいては、支障のない 限り、国への返納を│限り、国への返納を 行うこと。 行う。

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基	本情報	
4—7	人事に関する計画	
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する研究開発評価、政策評価・
		行政事業レビュー

2.	2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
	常勤職員削減数(計画値)	3名	_	3名	3名	3名	3名	3名		
	常勤職員削減数(実績値)	_	3名	3名	3名	3名	3名	3名		
	達成度									

中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績	績·自己評価	主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)	
給与水準について	① 方針		① 方針及び②人件費削減の取	評定:B			
は、国家公務員の給	一層の業務運営の		り組み	今年度までの年度計画を着			
与水準も十分考慮	効率化及び適正化に		イ 本校及び分校の管理業務等	実に実施している。			
し、手当を含め役職	努める。		の精査・見直しを図り、中期計	また、独立行政法人評価制			
員給与のあり方につ	② 人件費削減の取		画期間中に常勤職員の約1	度委員会による評定結果は			
いて厳しく検証した上	り組み		0%程度を削減するため、各	平成 23 年度:A、平成 24 年			
で、目標水準・目標期	給与水準について		年度において3名削減した。	度:A、平成 25 年度 A であり、			
限を設定してその適	は、国家公務員の給			平成 26 事業年度の主務大臣			
正化に計画的に取り	与水準も十分考慮		ロ 給与水準については、国家	による評価結果は B であり、			
組むとともに、その検	し、手当を含め役職		公務員の給与水準も十分考慮	平成 27 事業年度の自己評価			
証結果や取組状況を	員給与の在り方につ		し、手当も含め役職員給与の	はBとしている。			
公表すること。	いて厳しく検証した上		在り方について厳しく検証した	これらのことから B と評価す			
	で、給与改定に当た		上で、その結果や取り組み状	る。			
	っては、引き続き、国		況について公表した。				
	家公務員に準拠した		航空大学校は宮崎市、帯広				
	給与規程の改正を行		市及び岩沼市に所在するた				
	い、その適正化に取		め、都市部(東京都特別区等)				
	り組むとともに、その		の官署に在籍していた国家公				
	検証結果や取組状況		務員からの出向者を受け入れ				
	を公表する。		る場合、これらの職員に対す				
	特に事務・技術職員		る地域手当の異動保障、広域				
	の給与水準について		異動手当及び単身赴任手当				
	は、平成21年度の対		等の支給が必要となり、指数				

国家公務員指数が年	を押し上げる大きな要因となっ	
齢勘案で106.3とな	ている。	
っていることを踏ま	引き続き100.0以下に引き	
え、平成27年度まで	下げるよう、国家公務員の給	
にその指数を100.	与水準を考慮した給与改定を	
0以下に引き下げる	行うと共に、指数を押し上げる	
よう、給与水準を厳し	要因となる諸手当(地域手当	
く見	の異動保障等)が出来るだけ	
直す。	支給されないよう人事交流を	
なお、職員給与に	行っていく。	
ついては、国家公務		
員の給与に関する法		
律や人事院規則に準		
拠して支給されてい		
るが、今後も国との		
人事交流が行われる		
ことから、対国家公務		
員指数については、		
都市部の官署に勤務		
していた者や単身赴		
任者を受け入れる場		
合には、これらの職		
員に対する地域手当		
や単身赴任		
手当が支給されるた		
め、一時的に指数を		
押し上げる要因となっ		
ている。引き続き、国		
家公務員の給与に関		
する法律や人事院規		
則に準拠して適正な		

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など、必要に応じて欄を設け記載)

運用に努める。